## 第24期東京都自然環境保全審議会 第5回計画部会 速 記 録

令和2年2月28日(金)午後2時00分~ 都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4

## (午後2時00分開会)

○成澤計画課長 本日は、午前中の現場視察に引き続きまして、計画部会のほうに御参加を いただき、ありがとうございます。

環境局自然環境部計画課長の成澤でございます。

定刻になりましたので、ただいまから「第24期東京都自然環境保全審議会第5回計画部会」 を開催させていただきます。

なお、本日は、最初「『東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則』の改正について」、御審議をいただきまして、その後、休憩を挟んで、後半に、第3回地域戦略改定検討会といたして「生物多様性地域戦略改定について」、御審議いただきたいと思います。

それでは、審議に先立ちまして、計画部会及び地域戦略改定検討会の定足数について御報告いたします。本日は、計画部会に所属されます委員及び臨時委員の皆様7名中5名の委員の方に御出席いただいておりますので、審議会規則第5条第1項及び検討会の運営要領第7条第1項の規定によりまして、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

以降の進行につきましては、鈴木部会長、よろしくお願いいたします。

- ○鈴木部会長 皆さん、こんにちは。それでは、審議に入ります。 まず事務局から、本日の資料の確認をお願いいたします。
- ○成澤計画課長 本日の審議に当たりまして、配付資料を確認させていただきたいと思います。

まず議事の1つ目「『東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則』の改正について」の資料といたしまして、資料1-1、横長で「第24期第2回計画部会及び第24期第2回規制部会での指摘事項について」でございます。

続いて、資料 1-2、縦長A4で「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の 改正について 中間のまとめ(案)」でございます。

続いて、資料1-3、A4横、一枚物です。「第24期第3回規制部会での指摘事項について」。 また、参考資料といたしまして、A4縦、ホッチキス留めの「開発許可の手引」でございます。

あと、机上に、手持ち資料としてA4横の資料を置かせていただいております。

- ○鈴木部会長 生物多様性地域戦略改定の資料は後でまた別にということですね。
- ○成澤計画課長 はい。
- ○鈴木部会長 分かりました。

○成澤計画課長 後半の資料につきましては、また休憩の後、配付させていただきたいと思います。

資料1-1から1-3、あと、参考資料1について、お手元にございますでしょうか。 本日ですけれども、部長の近藤は他の公務がございまして一旦中座させていただきます。 また後半の地域戦略検討会のところで戻ってくる予定としております。よろしくお願いいた します。

○鈴木部会長 それでは、まず「『東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則』 の改正について」、審議を行ってまいります。

事務局から説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 私は、自然環境部緑環境課長の松岡と申します。どうぞよろしくお願い いたします。

それでは、前回開催いたしました計画部会、それから、11月22日に開催しました第2回規制部会での御指摘に対する対応につきまして御説明させていただき、その内容を反映しました「『東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則』の改正について 中間のまとめ (案)」について御説明させていただきます。

なお、この「中間のまとめ(案)」は、先日13日に規制部会が開催されまして、その中でいただいた御意見を反映させたものとなってございますので、御了承いただければと思います。

それでは、資料1-1について御説明させていただきます。

資料中、委員の横に「(規)」と書いてあるものは規制部会、「(計)」と書いてあるものにつきましては計画部会という意味でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1番から順に説明させていただきます。

1番は、自然保護条例は自然の保護と回復を図る条例なので、市街地よりむしろ自然地のほうを厳しい基準とすべきではないかという御意見です。

これに対しましては、既に「中間のまとめ(案)」に記載しているところですけれども、 土砂崩落等がありますと、自然地の破壊のおそれもありますし、あるいは生命・身体を脅か すおそれの両方がありますので、これまでも土砂崩落等の未然防止を図ってきました。ただ、 近年増加する台風の影響に鑑みますと、これまで以上に土砂崩落等の未然防止への配慮が必 要です。特に生命・身体の安全性への一層の配慮から、切盛土の安定に関する基準をより明 確かつ具体的なものとするとともに、次の2番のとおり対応するとさせていただいています。 2番でございますけれども、自然地では土砂崩れは普通に起きており、近くに住宅等があれば災害となるのだから、その場合には安全基準を厳しくすべきであるという御意見です。

これに対しましては、長大法のうち、切土30メートル、盛土18メートルを超えるような場合におきましては、配置計画の見直しや防護工といった安全対策を求めることがある旨を「開発許可の手引」に記載するとしています。

3番ですが、技術基準を細かくすればするほど詳細な記載が必要で、複雑な基準になると の御意見でございます。

これに対しては、必要に応じて、都市計画法の審査基準等を引用することにより簡易な表記とするということです。

続きまして、2ページを御覧ください。4番でございますが、土砂の一時仮置きの規制の項目や数値を検討する必要があり、現状の基準である1年以内を超えた場合の対応策の検討も必要であるという御意見です。

これに対しましては、「切土・盛土計画図」というのがあるのですが、これに一時仮置場の位置とか設置期間を明記させる。それから、法面緑化以外の法面勾配等については盛土の許可基準と同じものとする。1年を超えて土砂等が置かれた場合には、許可条件等に当該土砂を撤去することを規定します。また「開発許可の手引」で「切土・盛土計画図」の記載例を示すとさせていただいています。

5番でございます。河川等に排水を放流する場合には、水質・水温等、生物学的視点からの基準の設定ができるとよい。沈砂地を設定し、濁水流出を防止する方法も考えられるとの御意見です。

これに対しましては、工事中の雨水排水を河川等に放流する際に、森林法の基準によりまして必要と判断される場合には、沈砂池の設置を義務づけることで排水の水質改善を図ることとしまして「手引」のほうにその内容を記載する。

それから、環境確保条例の「建設工事等に伴い発生する汚水の基準」というのがあるので ございますが、これが適用されることを事前相談の際に指導する。なお、工事完了後の排水 につきましては、法面緑化、あるいは小段等への植樹を原則とすることで、工事完了後の濁 水の流出低減が見込まれる。調整池を設置した場合には、沈砂池と同様の濁水処理効果があ ると見込まれるとしています。

続きまして、3ページの6番でございます。自然地の場合、下水管が近傍にないことがあり、排水施設や雨水の浸透施設が必要となる前提条件を明らかにする必要があるとの御意見

です。

これに対しては、施行規則に、排水施設は、放流先の排水能力等を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、河川等に接続していることとする。ただし、放流先の排水能力によりやむを得ないとき等は、開発区域内に雨水調整池ですとか雨水浸透施設等を設置する旨規定する。また「手引」のほうに、排水計画の具体的内容や計算方法といったものを示していくということでございます。

7番ですが、切盛土の造成地盤の安定性の検討が重要です。また、樹木の伐採後に緑化を 行った結果、樹林が成立し、地盤が安定するという視点もあるという御指摘です。

これに対して、施行規則におきまして、軟弱地盤等の場合は造成地盤の改良が必要であることを明記します。また「手引」におきまして、軟弱地盤についてはボーリング調査ですとか、そういった具体的な調査や土の置き換えといった対策方法を示していく。なお、種子吹きつけ、あるいは表土活用による法面緑化及び小段への植樹を行うことを基本とすることを「手引」に明記して、時間を経てこういったものの根によって法面の安定性が図られるようにするとしてございます。

8番でございますが、切盛土の造成におきましても、在来種の種子を吹きつけるより、表 土及び埋土種子を保全し、緑地を回復するとよいという御意見です。

これに対しましては、事前相談のときに積極的に、在来種の種子吹きつけ、あるいは在来種の埋土種子を含む表土活用といったことを指導して、それを切盛土の計画図に反映させる。 それから「手引」においても、現在の種子吹きつけに加えて、埋土種子を含む表土活用といったものを追記する。なお、安全上問題があれば、これらの工法以外も許可するが、できない場合には理由書を添付させることとしています。

4ページです。

9番でございます。何メートル以上の切盛土をしてはいけないとの基準があるのか、その 場合、どういう仕組みになっているのかという御意見です。

これに対しましては、都市計画法の審査基準では、切土30メートル以下、盛土18メートル以下を原則としておりますが、超過する場合にも許可しないとまではしていないということでございます。このため、施行規則におきまして、原則が切土30メートル以下、盛土18メートル以下ということを明記するとともに、そういった原則を超えるような長大法につきましては、土砂の崩落等による被害あるいは自然地の破壊といったおそれがない、それを知事が認める場合に許可することを規定するとしています。なお、知事が認める場合については「開

発許可の手引」等において記載するとしています。

10番でございますが、気候変動等により危険性が高まっているため、都市計画法の基準を少し厳しくするなど弾力的に考えていく必要があるという御意見です。

これに対しましては、現行の都市計画法の基準を基本としますが、今後の基準改正の動向に注意しながら、自然保護条例の基準も必要に応じて改正するとしています。

11番も似たような話ですが、温暖化等に伴う影響を踏まえ、現況の確率降雨強度について 改めて検討する必要があるとの御意見です。

これに対しては、確率降雨強度の全国的な基準である都市計画法の基準を基本とする。ただ、今後の基準改正の動向を注視しながら、自然保護条例の基準も必要に応じて改正するとしています。

続きまして、5ページです。

12番でございますが、施行規則の条文については正確な記載が必要。前回の資料に記載していた造成地盤の改良の項目で「崖の反対方向への雨水等の排水勾配」としていたが、「雨水等の地表水」と正確に表記すべきだという御意見がありました。これに対しては、施行規則や「手引」で適切に記載するとしています。

13番です。事業が最後まで行われることを担保するには、申請者の資力・信用が非常に大事であるとの御意見です。

これに対しては、施行規則に、資力・信用の条文を追加しまして、施行規則と「手引」に その確認を行う資料等を記載するとしています。

14番ですが、切盛土の土留めの強度等の確認等を確実にできるようにする必要があるとの御意見です。

これに対しては、施行規則に施行者の能力の条文を追加する。併せて、規則と「手引」に その確認を行う資料を記載するとしています。

15番ですが、切盛土が1メートルを超える行為のみ対象とすることをきちんと施行規則に規定するのかという御意見です。

これに対しては、御意見のとおり、改正した基準を適用する範囲として施行規則に規定するとしています。

6ページでございます。

16番でございますが、都市計画法では、施行令とか施行規則といったものに記載がなく、 審査基準のみに記載がある項目も、条例の施行規則の改正では記載すべきであるということ です。

これに対しては、都市計画法の法令に規定のない項目についても、都市計画法あるいは森林法の審査基準ですとか、現行の「開発許可の手引」を参考に規定していきます。具体的には、そこにありますとおり、長大法ですとか、一時的な土砂の堆積、堰堤、沈砂池といったものについて、施行規則のほうに主要な内容を記載し、手引のほうでは具体的な計画とか規模の算定方法等を記載するとしています。

17番です。土質に応じて基準が異なるはず。また、法面勾配等の基準を一律に細かく設定 したために、基準を満たしたらそれ以上やらなくてよいということになりかねないので、状 況に配慮した指導なり許可決定ができる仕組みが必要だという御意見です。

これに対しては、都市計画法の審査基準では、切土の場合は、地山の土質に応じて基準が 異なり、長大法につきましても、土質に応じて基準が異なる。谷埋め型と腹つけ型と2つの 異なる盛土については、異なる安定計算方法でおのおの行うこととしておりまして、その内 容を自然保護条例の「開発許可の手引」にも記載していく。

また、現行の「手引」に記載のある法面の勾配等については、盛土の材料、盛土高、地形、 気象といったものや近傍にある既往の法面の形状といったものを勘案して、現地に適合した 安全なものとするという表記があるのですが、これは引き続き記載していくということでご ざいます。

続きまして、7ページです。

18番でございますが、許可基準・審査基準にグレーなゾーンが発生するため、それをどう 表現していくのかが最終的に問われます。また、都の担当者が自分自身で審査をする必要が あって、対応方法を検討する必要があるという御意見です。

これに対しては、都市計画法に基準が定められております切土30メートル以下、盛土18メートル以下については、基本的には許可基準・審査基準にグレーゾーンはないと考えてございます。ただ、原則とされている法高を超過する長大法につきましては、施行規則におきまして、土砂の崩落等による被害、あるいは自然地の破壊が生じるおそれがないと知事が認める場合に許可することを規定する予定です。また、行政側の審査につきましては、対応方法につきまして検討中であるということでございます。

19番です。監視指導指針には、監視体制と事業者の役割分担に加えて、事業者から現場状況の報告やモニタリング等を報告させるよう基準を設けたほうがよいとの御意見です。

これに対しては、監視指導指針には、事業者と都の役割分断ですとか監視指導の実施体制

のほかに、現場の施工状況や保全計画のモニタリングについて定期的な報告を事業者に求めること等を記載する予定にしてございます。

8ページを御覧ください。

20番でございます。事業者がリモートセンシングやドローン等の新技術を使い、行政もGIS 等で情報の整理ができるとよい。また、災害に結びつく情報は地域住民も得られる仕組みが あるとよいという御意見です。

これに対しましては、事業の安全確保のためのモニタリング等は、一義的には事業者の責務である。審議会案件の切土30メートルを超える、あるいは盛土18メートルを超えるような長大法につきましては、指導の中で新工法による監視について紹介する。また、行政によるGISを用いた情報の整理、あるいは災害に結びつく情報の地域住民への公表については将来的に可能かどうかを検討していくとしています。

21番ですが、最初と最後だけ検査してしまうと、途中の予測ができない。終了時の検査は 特に大切だけれども、常時の監視が必要であるとの御意見です。

これに対しましては、監視指導指針には、施工状況について定期的な報告を事業者に求めたり、工事施行中の職員による定期的な巡視といったものを記載する予定にしています。

22番です。既存の構築物の不適格物件を是正することを行政が支援するいろいろな手だて を考えるとよいという御意見です。

これに対しては、既存の構造物の是正の支援策について将来的に可能かどうかを検討するとしています。

最後、23番です。工事完了後における切盛土の事後監視方法の検討が必要。それから、緑地等管理状況報告書を活用して切盛土の状況を報告させる等を検討できるとよいという御意見です。

これに対しては、工事完了1年後に提出します緑化等管理状況報告書におきまして、植栽 基盤となる切盛土の状況です。事業者自らが調査して報告させるとしています。

以上で資料1-1につきましては説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料1-2でございます。こちらは「中間のまとめ(案)」となってございます。

まず、資料をお開きいただきまして、1ページを御覧ください。最初に、規則改正に関する諮問と審議の経緯でございます。初めに、開発許可制度の概要について記載しております。 この開発許可制度は、一定規模以上の自然地を含む土地の形質を変更することで自然環境に 大きな影響を及ぼす開発行為を行う者に対しては、あらかじめ知事の許可を求める制度だと しています。

次に、改正検討に至った経緯、背景についてです。まず、昭和48年から制度運用を開始していること、それから、平成13年には対象行為に土砂の埋立て等を追加したこと、それから、29年10月に残土処分場の土砂崩落事故がありましたが、これは都市計画法等の他法令の適用を受けない案件でした。これを契機に制度上の課題を検討したところ、土砂災害防止の視点で不十分だったと記載しています。最後は、審議会の検討経緯につきまして、当審議会は昨年10月に知事から諮問を受け、計画部会及び規制部会において検討して「中間のまとめ」として報告すると記載しています。

続きまして「第2 施行規則改正の必要性」です。これまでの御議論を踏まえてまとめているところです。先ほど資料1-1のところで説明したこととも重複しますが、開発行為は、施行規則に規定する緑地等の基準と「開発許可の手引」に規定します審査基準、2つの基準に適合する必要がある。土砂崩落等が発生しますと、自然の保護と回復における支障と、住民等の生命・身体の安全を脅かすおそれがあるということで、これまでも土砂災害未然防止の基準が規定されていた。ただし、近年増大化する台風の影響に鑑みますと、これまで以上の配慮が必要。そのために、切盛土の安定に関する基準につきまして、都市計画法の規定を参考に、より明確かつ具体的なものに見直していくことが必要ですと。規則改正の効果としては、残土処分場のように、自然保護条例のみの適用を受ける案件についても、土砂崩落等が未然に防止されて、より一層、生命・身体の安全と自然の保護と回復が図られるということを記載してございます。

続きまして、2ページの「第3 主な改正事項の内容」でございます。こちらにつきましても、これまでの御議論を踏まえてまとめさせていただいてございます。

初めに「全般的事項」といたしまして、繰り返しになりますが、都計法の関係法令ですとか審査基準、あるいは森林法の関係法令や審査基準といったものなどを参考に施行規則を改正すること。それから、切盛土の安定等の基準は、都市計画法と同様に、切土又は盛土が1メートルを超えるような行為について適用するとしてございます。

- 「(2)造成地盤の改良」です。地盤沈下ですとか地盤の隆起が起きないように、土の置き換え等の措置が講じられていることとしています。
- 「(3) 切土の安定」です。切土後に地盤が滑りやすい土質の層がある場合には、地滑り防止杭等の土留めの措置、その他の措置が講じられていることを規定することとしています。

- 「(4)盛土の安定」でございます。雨水等による盛土崩壊が生じないよう、おおむね30センチごとにローラー等で締め固める。必要に応じて、地滑り防止杭等の土留めの措置その他の措置が必要。それから、著しく傾斜している土地で盛土をする場合は、地盤の段切り等の措置が講ぜられていることと記載しています。
- 「(5) 切土・盛土をする場合の地下水の処理」です。地下水により崖崩れ等のおそれがあるときは、排水施設の管渠の勾配と断面積が、集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができるように設置されていることとしています。

続きまして「(6)の崖面の保護」です。まず、崖とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度を成す土地ということで、30度を超えると崖と呼んでいるわけです。なおかつ、硬岩以外のものを言うと定義されているのですけれども、ここに書いてある内容としましては、開発行為によって生じた崖面の崩壊を防ぐために、擁壁の設置等の保護措置が講じられていること。それから、崖の上端に続く地盤面には、崖の反対方向に地表水が流れるように勾配がつけられていること。あと、その地表水を適切に排除する措置が講ぜられていることとしてございます。

続きまして「(7)長大法」でございます。長大法は、都市計画法等の法令に規定はないのでございますが、土砂崩落等の未然防止にとって重要ですので、主要事項は規則で規定すること。それから、都市計画法の審査基準と同様に、法高10メートルを超える切土又は9メートルを超える盛土を長大法として定義して、通常の基準よりも土砂災害の未然防止に資するような基準を設定すること。それから、長大法は、法高が30メートル以下の切土又は18メートル以下の盛土といったものを原則としますが、土砂崩落等による被害又は自然地の破壊が生じるおそれのないものであると知事が認める場合は、これを超えることを例外的に認めます。具体的にどのような場合に認めるかにつきましては、「手引」におきまして、事業者が専門家等知事が指定する複数の者の意見を聴いて計画を策定し、その計画が土砂崩落等による被害、あるいは自然地の破壊が生じるおそれがないものであると知事が認める場合とするということを記載することとしています。

それから「(8) 一時的な土砂の堆積」でございます。都市計画法等の法令に規定はないのでございますが、現行の「手引」に規定されているものでございまして、これも未然防止に非常に重要ですので、主要事項は規則で規定する。その内容としては、一時的な土砂の堆積とは、施工中に1年以内に土砂等を堆積する場合であること、それから、1年を超えるような場合は、許可条件等にその土砂を撤去することを記載する。それから、一時的な土砂等の

堆積でも、盛土の基準等に準じて措置をとるべきであるが、法面保護のための緑化は行わないことができることを規定することとしています。

「(9) 擁壁」でございます。擁壁の構造につきましては、構造計算等により地盤の支持力に対する安定等に問題がなくて、転倒等がないことが確認されたものであること。それから、 擁壁の裏面の裏込め土の排水をよくするために水抜き穴が設置されていることを規定することとしています。

続きまして「(10) 堰堤」です。堰堤とは土砂や水をせき止めるものであるということです。これも都市計画法には規定がないのですが、森林法の審査基準とか現行の「手引」に記載がありまして、土砂崩落等の未然防止に関し重要な事項ですので、規則で主要事項については規定すること。内容として、容量は流出土砂等を十分貯砂できるものであること、流出する場所の近くに設置されていること、調整池や沈砂池よりも上部に設置することを規定するとしています。

「(11) 排水施設」ですが、排水路その他の排水施設は、全体として堅固で耐久性を有する構造。それから、管渠の勾配及び断面積は一定の確率降雨強度以上の降雨強度値で算定した計画雨水量と、廃水量と地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出できるように定められていることということです。

次の項目は、先ほどの(5)の説明と同じですので、省略させていただきます。

続きまして、崖崩れや土砂等の流出の防止上支障がない場合には、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他、雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。排水施設は、放流先の排水能力を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように下水道や河川等に接続していること。ただし、放流先の排水能力によりやむを得ないときには、開発区域内に雨水調整池あるいは雨水浸透施設などを設置すること。沈砂池ですが、これも森林法の審査基準とか現行の「手引」に規定されているものでございまして、規則で主要事項を規定すること。沈砂地については、下流域の水質悪化を防止する必要がある場合に設置することとか、堆積土砂をしゅんせつできる構造とすること、こういったことを規定するとしています。

「(12)申請者の資力・信用」でございます。申請者に、開発行為を行うために必要な資力・信用があることを規定するということ。なお、許可後から工事完了前までに、許可を受けた者から開発行為に関する工事を施行する権限を取得した者には、資力・信用があることを改めて審査するためにもう一度許可を受けさせるようにするということを書いてございま

す。

- 「(13) 工事施行者の能力」です。工事施行者に、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを規定し、なお、許可後から工事完了前までに、施行者を変更する場合には、変更後の施行者の工事を完成するために必要な能力等を改めて審査するために変更許可の対象とするとしています。
- 「2 緑地等管理計画書等の改正」です。これは、自然保護条例55条によりまして、開発許可を受けた者は、許可により確保された緑地等の管理事項を記載した計画書を提出し、原則として1年間は緑地等を適切に管理して、管理状況を記載した報告書を提出する義務があるということです。この義務は、事業者に計画書とか報告書の提出を義務づけることで、事業者自ら、開発行為の完了後も緑地等について維持・管理を行うことを促すものである。この緑地等には、切盛土の小段ですとか、法面の保護工として行った緑地等も含まれるのですが、その植生基盤となるそもそもの小段ですとか法面の安定性が保たれていなければならないので、緑地等の管理のうちに、こういった小段や法面の安定性に関わる管理も含めるべきであるとしています。
- 「第4 その他諮問事項に関係する本制度に対する意見」です。諮問事項は、規則改正についてでございますが、これと関連性のあるものにつきましては前回の部会でのご意見のほか、委員の皆様から事前に参考意見としていただいてございます。
- まず「1 審査基準の改正」です。「開発許可の手引」に規定されている開発許可の審査 基準につきましては、許可を行うかどうかを判断するために必要な基準として、規則で定め る緑地等の基準と密接な関係があるもので、規則の改正に合わせて審査基準も改正する必要 がある。切盛土の安定性を確保するためには、安定計算を行った上で安全な工法を検討する こと、あるいは軟弱地盤が予想される場合の地盤改良などが重要であるため、こういった内 容について記載されている都市計画法の審査基準等を参考に、必要かつ十分な規定をするこ とが望ましい。

また、次の点についても考慮することが望ましいというふうにさせていただいてございます。

土砂崩落等のおそれがない場合には、切盛土の小段等の樹木の緑化は在来種とし、法面についても、在来種の種子吹きつけか、事業地もしくはその周辺で採取した在来種の埋土種子を含む表土を活用した緑化を行うことといった規定をすることとしています。原則として許容されます法高が30メートルの切土あるいは18メートルの盛土を超えるような長大法が生じ

る場合におきましては、生命・身体の安全への一層の配慮から、事業地近傍に住居等がある場合には、配置計画の見直しや防護工の実施といった安全対策を求めることがある。ドローンやリモートセンシングといった新技術の導入ですとか、傾斜計、観測井等による工事中の監視を求めることがあることを規定することとしています。

「2 許可条件の見直し」でございます。土砂崩落等の未然防止をより実効性のあるものとするためには、自然の保護と回復を図る上で必要な条件といたしまして、例えば残土の搬入で長大法を形成する事業につきましては、切盛土の出来高ですとか施工状況等を都に報告すること等を許可条件として付すこと。なお、透明性を高める理由で、標準的な許可条件は「手引」に記載して事業者に示すことが望ましいとしています。

「3 監視・指導指針の策定」でございます。開発許可を受けずに開発行為を行ったり、許可条件に違反した事業者に対しては、中止命令等の行政処分を課すことができます。ただ、土砂崩落未然防止を図るためには、こういった処分を行う前提として、事業地の定期的な監視ですとか、違反があるような場合には適時適切に処分を行う必要があるということで、新たに「(仮称)開発許可に関する監視指導指針」を策定して、計画的に監視・指導を行っていくことが望ましいとしています。

最後8ページ「4 住民説明会等の実施」でございます。残土の搬入によって長大法を形成する事業におきましては、防災上の観点等から地域住民が懸念を示す場合があるということで、事業者は、許可申請前に住民説明会等の実施等、住民の理解を得るための取組の実施が望ましい。そのために「開発許可の手引」に事業者に対して住民説明会の実施等を促す旨の記載をすることが望ましい。ただ、なお書きとして、住民説明会を実施していないことのみをもって開発許可を不許可とすることはできないことに留意すべきであるということでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上で資料1-1と資料1-2の説明を終わらせていただきます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に加えまして、2月13日に第3回規制部会を開催していると思うのですが、 その議論の内容について御説明をお願いいたします。

○下村規制部会長 それでは、資料1-3を見ていただきたいと思います。「第24期第3回 規制部会での指摘事項について」に基づいて、2月13日の規制部会で各委員からどんな意見 が出されて、それを踏まえてもう既にこの中に修正していただいているようですけれども、 その対応について御説明をいたします。

ちなみに、規制部会は、地史とか水文科学の御専門の山中先生と、もう一名、地盤工学の 竹下委員が参加をしていただいていまして、いつも頼りにするのですけれども、こういう問 題についてもそういった視点も含めて御検討いただきました。順次御説明してまいります。

1ページ目の第1番です。工事が完了する前に売却等により申請者や工事施行者が変更となる場合がある。申請者や工事施行者が変更となった場合にはどのような手続等をする予定が確認をしたいという御意見がありました。

これに対しましては、今、課長からも御説明がありましたけれども、5ページの一番下「(12)申請者の資力・信用」の項目になお書きをつけ加えております。そこのなお書きにありますとおり「許可後から工事完了前までに・・」と。先ほど見ていただきましたので説明がダブりますけれども、「・・審査するため、改めてその許可を受けさせるようにすること」という表現をつけ加えていただいています。

同時に「(13) 工事施行者の能力」にもなお書きが入っております。「変更する場合には、変更後の工事施行者の工事を完成するために必要な能力等を審査するため、変更許可の対象とすること」をつけ加えていただいています。

それから、第2点目、許可基準に当てはまらない場合。これはスクリーニングのほうの許可ですけれども、スクリーニングをするときに審議会に付議されない案件については専門家に意見を聴くような基準にしたほうがいいという御意見がありました。

これは、4ページの上から6行目「○長大法は」のところの真ん中あたりになお書きがありますけれども、「なお、具体的にどのような場合に認めるかは、開発許可の手引等において、事業者が公的機関、学識経験者、専門家等、知事が指定する複数の者の意見を聴いた上で計画を策定し、その計画が土砂崩落等による被害及び自然地の破壊が生じるおそれのないものであると知事が認める場合」という文言を加筆いただいています。

第3点目ですけれども、「開発許可の手引」のほうです。擁壁の設置が必要な場合として「山腹及び盛土面が崩壊するおそれがある場合」と記述しているのですけれども、どのような場合におそれがあると判断するのかというのは具体的な基準が必要なのではないかという御意見がありました。

これに対しては、より具体的な判断基準として、現行の都市計画法の審査基準等に示されている判断基準を「開発許可の手引」に記載することで対応いただくことになっています。 こちらは「開発許可の手引」のほうです。 第4点目ですが、原則として許容される法高を超える長大法について、上空からドローン やリモートセンシングといった新規の技術だけではなくて、災害防止のために設置する傾斜 計とか観測井を設置させることができるとよいという御意見がありました。

これも、先ほど御説明がありましたけれども、7ページの2つ目の○の「ドローン、リモートセンシング等の新技術の導入や傾斜計、観測井等による」ということで、そういう側面もつけ加えていただいています。

5点目は、一時的な土砂等の堆積の1年以内となっているのですけれども、これは具体的にはどのような状態からどのような状態までの期間のイメージ、つまり1年というのはどういうことなのか。場合によると、どんどん移していく人が出てくるかもしれないのではないかという危惧でした。

これも「開発許可の手引」において、一時的な堆積の期間(堆積開始~全撤去)を明記する、そういう対応を加えていただくことになりました。

6番目は、工事完了1年後に事業者が報告する緑地等管理状況報告書を活用して、盛土・ 切土の地盤状況(植生基盤)も報告させるということですが、もう少し長期に確認する必要 があるのではないかという御意見でした。

これは第2回目のときにも計画部会などからも出てきていたと思いますけれども、これについては「自然保護条例第55条第6項により、事業地の管理権原を有する者は」云々と。これも「開発許可の手引」等に「工事完了後一定の期間を過ぎた後も当該緑地の植生基盤となる切盛土の小段、法面等の安定性に係る管理に努めること」という記載を加えることにしていただいたということでございます。

7点目ですけれども、法面の緑化工法として「在来種の種子吹付け」の記載があるのですけれども、在来種のススキ等の場合には中国産の種子が使用されていることがあるというので、「地域性を考慮した国内産等の在来種の種子」といった文言を入れることを検討してほしいという御意見がありました。

これについても、先ほど御説明していただいているのですが、7ページの1つ目の〇の「在来種の種子吹付け」のところで「事業地若しくはその周辺で採取した在来種」ということで、なお書きというか、さらに文言を追記することで、本当に国産のものであるというニュアンスをつけ加えていただくことで対応していただいたということです。

2月13日の意見と、それについてどう対応していただいたかは以上でございます。 ○鈴木部会長 どうもありがとうございました。 規制部会では、2回、3回の御意見について、本日のこの資料1-2に反映しているということです。本計画部会での2回目の指摘、本日の第5回の計画部会の指摘を受けて、また「中間のまとめ」について反映していただくということで、そのための御議論をこれからしたいと思います。

まず、2回の計画部会で御指摘されている各内容がありますけれども、それについて具体 的にどうかということについて、各委員の方、御意見がありましたら、お願いいたします。

この問題は、結構技術的な、ディテールについての話もかなり入っていて、全体を全て把握するのはなかなか難しいところですけれども、それぞれ皆さんの御専門の見地から御指摘いただければよろしいかと思います。

今、資料1-1に計画部会の前回の指摘があります。こういう対応で都のほうから御返答がありましたけれども、この件について具体的に、これでよいだとか、追加の御指摘なり質問等がありましたら、お願いします。その後に、本日提案されています資料1-2の「中間のまとめ(案)」について、具体的に質問、あるいは、さらに追加の御指摘等を承ろうと思いますが、まず資料1-1についていかがでしょうか。

規制部会と共通しているような指摘も結構ありましたね。

では、須田委員、どうぞ。

○須田委員 資料1-1の緑化のところで、例えば小段に植樹をするときに、在来種の樹木を使うということが明記されているのですけれども、例えば、在来種の樹木であっても、地域によってどのような木が適するか、どのような木が周辺に生えているか異なるわけです。例えば、そこに「周辺の現存植生に配慮した」とかいう一文をつけておいてもらえると、とんでもない木を植えられなくて済むのかなと。

実際、八王子の採石場などでも、周りに全く自生がない柏の木とかを植えてしまっている 事例があるのです。それはやはり問題があるかなと思っています。そういうことが起きない ようにという配慮です。

- ○鈴木部会長 よろしいですか。
- ○松岡緑環境課長 貴重な御意見ありがとうございました。そのような方向で、あらかじめ 修正の方向で考えていきたいと思います。
- ○須田委員 恐らく、吹きつけの種子などでも多分同じようなことが言えると思いますので、 なるべく、その周辺の自然環境の攪乱につながるような緑化は行わないことという形で考え ていっていただけるとよろしいかと思います。

- ○松岡緑環境課長 ありがとうございます。
- ○鈴木部会長 ほかにございますか。 佐伯委員。
- ○佐伯委員 必ずしもここに書いてあることに直接関係はしないかもしれないのですけれども、今回の改正ですね。その契機になったことが、残土処分場において崩落事故があったと書いてあって、例えば気候変動とか社会情勢とかがどんどん変化していく中で、こうやって規則を見直していくタイミングとか考え方みたいなものはどういうふうに整理していったらいいのかと思ったのです。その点について何かあれば教えていただきたい。
- ○松岡緑環境課長 いろいろな問題が起こりますと、当然それは規則改正あるいは条例改正等のタイミングになるのは事実でございますが、今回の場合、この「中間のまとめ」でも記載しているように、安全面に関しては、都市計画法ですとか、そういったものの基準が標準的なものと考えていまして、それは全国ベースで基準を設定しているかと思います。そういう基準に倣った形でうちのほうも取り入れて、今回、これまで必ずしも具体的でなかった基準は明確にしていこうという考え方なのです。なので、今回、都市計画法等も当然昨今の気候変動等の事情を踏まえて改正されると思いますので、そういったタイミングを見て、我々もそれに合わせた形で修正していきたいと考えております。
- ○佐伯委員 ありがとうございます。多分、こういった規則の改正とかを考えていくときに、 どれぐらい安全とか。 もちろん、厳しくすればするほど安全にはなっていくと思うのですけ れども、改正をするということは一つの閾値みたいな考え方であって、今回の改正について は、都市計画法とかほかの法令に照らして、この部分は少なくとも必要であろうというもの がこれの中に入ってきているということですね。分かりました。ありがとうございました。 ちょっと確認です。
- ○鈴木部会長 基本的には、都市計画法というのは都市計画区域内で住宅地とか施設とか道路とかを造るときの基準です。今回は自然保護のための条例なので。今までは、そこまで規定しなくても大規模な工事目的物がそんなに出てこなかったので、具体的には余り問題なかったのです。ところが、日本の土地利用というのはモザイク的に細かくて、アメリカみたいに自然地と開発地が広大な面積ではっきり分かれているわけではないから、どうしても自然地の近傍に住宅があったりするので、その辺が最近の気象の激しさで顕在化してきつつあることを懸念していると思うのです。土砂崩壊が1件起きたので、それについて対症療法的で後追いとも言えますけれども、まず最初に起きた案件について対応して、次に起こりそうな

ことを未然に防ごうとしているので、私としては非常に時宜にかなった変更だと思います。 これからも環境変化がいろいろ起きる中で、それに対して迅速に対応していくということで、 こういうふうにやっていけばいいのかなという気はしています。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、資料1-2に入ります。今回「中間のまとめ(案)」ということで、具体的に 今までの指摘を織り込んでいただいていますけれども、ここにさらに質問あるいは御指摘が ございましたら、お願いします。

では、私からいいですか。2点ほどあるのです。

まず1つは、表土保全です。これだけディテールについて書かれているのであれば、その前提として表土保全という考え方を入れてもいいのかなというつもりです。その表土保全をしなければいけない規模というのをどう規定するかはなかなか難しいと思うのですけれども、まず最初に「開発許可の手引」のほうでマスタープランを検討するときに、その対象地の表土の在り方についてちゃんと調べてほしいのです。A層、B層、C層と土壌がありますけれども、表土と言われているA層がどのぐらいの厚さでどういうふうに存在しているかをまず把握していただいて、次に、切土・盛土が生じた場合に、造成土量の見積もりがどのぐらいの量になるのかを検討していただく。

私は15年ぐらい住宅公団で設計していたので、こういう案件とかは非常に血が騒ぐのですけれども、公団でやっていた表土保全というのは、普通考えると、切土したところを盛土する部分に持っていくのがコストが一番安いわけです。切ってすぐ盛ってしまえばいいですから。そうすると、最初に切ったところは表土なのです。盛土のところへ持っていって盛ると、そこは一番底になるのです。次、また切土が終わったものを盛土のところへ持っていくと、盛土部分は一番上に心土が入ってくるのです。そこは栄養分もない。土木工学的には非常にいいのですけれども、環境工学的には余りよくない。その代わり栄養がたっぷりある表土が埋め込まれてしまうのです。

公団はそれをどう解消したかというと、まず一回、表土を剥ぐ。盛土部分も切土部分も一回表土を剥いでストックしておく。それで心土で造成が終わったところで切土部も盛土部も表土をもう一回そこに上乗せする。それで、表面最低10センチは表土が露出する。あるいは、樹林にするところは表土を30センチぐらい盛るとか、そういうふうに緑化計画と合わせて表土保全計画を立てるのです。そのためには、結局、土を2度動かさなければいけないのでコストがかかる。それで、その運土計画というのを造成計画と同時に立てて、それによって施

行するのです。大規模な造成が生じる場合は、特に30メートルとか18メートルの切盛が出るような工事の場合、そのぐらいの造成土量があるわけですから、そういう場合は表土保全をしっかりやりなさいということを入れたらどうかと思います。それは都市計画法にはない、この東京都の自然保護の回復に関する条例らしいところになるのかなと思います。

2点目は、生物多様性に配慮した造成計画を考えてほしいのです。例えば盛土する場合に、外部から土を持ってくる場合もあります。そういう場合に盛土材に外来種が入っていないかとか、そういうことでその対象地の生物的攪乱をするおそれがないかどうかということ。それから、工事中に外来種が入ってくることが多いのです。切土ができた途端に外来種が入ってくる。あるところでは、工事用のトラックのタイヤをちゃんと洗浄するとか、工事中の外来種対策の処置というのがちゃんと決まっているのです。自然保護のための一つの工事であれば、そういうことも載せておくといいのかなと。その場合、どこもかしこもではなくて、事業地の自然度を配慮した上で、それをやったほうがいいか悪いかということ。つまり、重要種があるようなところで外来種が入ってくるとまずいとか、そういうことを一項入れておくとよろしいかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

須田委員、何か御意見ありますか。

- ○須田委員 つけ加えまして、今、先生が言われたことはごもっともなことで、特に後者は 現実的にすごく問題が起きているのです。工事をした途端に外来種が侵入して、そこが根城 となって周辺の自然地まで浸食していくことが実際に各地で起きています。今日午前中に見 たところも、放っておいたらすぐにああなるわけです。人間の手をちょっと離れたらほとん ど外来種で占有されてしまうわけです。ああいうことが起きますので、例えば温泉部会とか だと、既存の井戸から何メートルとか何百メートルとか範囲が決まっていますよね。都の保 全地域とかその他の自然環境とか緑地保全の規制のかかっているところからある一定の範囲 はきちんとやりなさいとか、ある程度枠組みをつけるとか。あとは、新規に埋める場合には、 事業者側の自然環境調査というのが義務づけられるのですかね。例えば開発面積1へクター ル以内だとこれをやりなさいとか、自然環境の手引に書いてありますね。残土処分場の場合 にもあれが適用されるのですか。
- ○松岡緑環境課長 それは残土処分場でもどこでも同じ基準にしていますので同じでございます。
- ○須田委員 そのときに、恐らく、いろいろなものが見つかってきて、その中に例えば、基準をどこに置くかですけれども、このような希少種が出てきたら、そこのところは排除しな

さいとか、やり方はいろいろとあると思うのですが、何らかのそういう外来種防除の基準を 含めておいたほうがいいというのは私も強く感じています。

あと、表土保全ですけれども、今もう既に外来種が一面を覆ってしまっているようなとこが表土を保全してまき出すと、外来種のまき出しになってしまうのです。なので、そういうところに関わっているときには、それをあえて心土に使ってしまうのです。周辺の樹林地とか、多少伐採して切盛しなければいけないときがありますよね。そこの心土を使うとか。あとは、なるべくよそから持ってこない。なるべく事業地及び隣接地からの表土だけを利用するという形にしておいたらいいのではないかと考えています。それは何か書いてありましたよね。

○鈴木部会長 ありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。

今の件について東京都としては。

○松岡緑環境課長 最初に鈴木部会長からおっしゃっていただいた件ですけれども、ある程度表土を保全するためには、事業地の容積というか面積が必要になってくるかと思います。 ある程度広い案件についてはそういったものを積極的にやっていただくようなことを例えば「手引」に書くとか、そういったことで対応していけるのかなと思ってございますが、具体的にどうしていくかにつきましては、今、いただいた御意見ですので、改めてもうちょっと検討させていただいた上で、場合によっては「中間のまとめ」のほうに反映させていきたいと思っています。

- ○鈴木部会長 ほかにございますか。
- ○荒井委員 1点よろしいでしょうか。
- ○鈴木部会長 では、荒井委員。
- ○荒井委員 すみません。ちょっと違った観点から。

8ページに「住民説明会等の実施」という点があります。これは防災上の観点から地域住民に対しての説明ということで、基本的にこれは自然保護の観点も入っているので、ステークホルダーをもうちょっと広く設定できるのかなという印象を持ちました。もちろん、こちらは望ましいということと、「説明会を実施していないことのみをもって開発許可を不許可とすることはできない」ということはこれでいいと思うのですけれども、ステークホルダーの設定に関しては、地域住民だけではなくて、もう少し幅を広げた方でもよろしいのかなという印象をちょっと持ちました。

- ○鈴木部会長 いかがですか。
- ○松岡緑環境課長 どこまでをその範囲とするかはなかなか難しい。例えばアセスメントですと、影響範囲というのはある程度決まってくるのですけれども、残土処分場の場合とか、どこまでを影響範囲とするかは正直悩んでいるところもあるのです。その地域の町内会とか、道路でしたら、そこの道路をよく利用する住民の方にはお知らせするとか、その辺は今後検討していかなければいけないとは思うのですけれども、どこまでを範囲とするかについてはきちんと考えていきたいと思っています。
- ○鈴木部会長 具体には、住民説明会をどうやって周知させるかとか、アセスの場合は新聞 に出しなさいとか、いろいろ条件がありますよね。何回やるとか。
- ○松岡緑環境課長 アセスメントの場合は、事業者に対してどこまでやってもらうかという話になりますので。通常ですと、例えば各戸にポスティングしていただくとか、そういうことになるのですけれども、それもなかなか大変なところもあるので、そのやり方も含めて考えていきたいと思っています。
- ○鈴木部会長 あと一点追加しますと、この手引の4ページ目の「(8)一時的な土砂等の堆積」の中で、一時的な土砂の堆積については「法面保護のための緑化は行わないことができる」と書いてあるのです。これはこれでいいかなと思うのですが、実は、落水が発生するのは結構裸地から出るのです。それと、一時的な土砂の堆積でも、エロージョンというのですか、大雨で、ガリーというのができて、その先が全部落水になって出てくるので、例えば表面をシートで被うとか、ガリー防止と落水防止、それから土砂崩壊のおそれもあるので、その辺をちょっと。緑化をしないでいいというのなら、では裸地でいいのだという話になってしまうので、その辺、何か加えたらどうかなと思ったのです。
- ○松岡緑環境課長 分かりました。表現については工夫させていただきたいと思います。
- ○鈴木部会長 いかがでしょうか。

須田委員。

- ○須田委員 現実に表土保全をしているところは、大体ブルーシートで覆って、土のうを載せて保全しているのですね。既存でその方法がとられているので、それに準じた形でやってもらえればいいかなという気がします。
- ○鈴木部会長 ありがとうございます。

表土保全の場合の一時的堆積の場合は、高さ幾つ以上にはしないと。高く盛ると、圧密沈下で土質が悪くなってしまうのです。そういうこともある。それとまた目的が違うから。

ほかにいかがでしょうか。

下村先生、改めてはありますか。

- ○下村規制部会長 はい、特にはないです。
- ○鈴木部会長では、議論は一応尽きたということにいたします。

貴重な御意見をありがとうございました。本日、各委員から出された意見につきましては、 私、計画部会長預かりとさせていただいて、今後また事務局と確認させていただくというこ とで、この場をおかりして御了承いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、松岡緑環境課長にお返しします。

○松岡緑環境課長 どうもありがとうございました。

それでは、規則改正についての審議は終了いたしました。 貴重な御審議ありがとうございました。

本日各委員から出されました意見の反映につきましては、先ほど鈴木部会長からもおっしゃっていただきましたが、部会長と事務局で確認させていただきまして、最終的に計画部会と規制部会の報告として本審議会に報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○鈴木部会長 規制部会のほうは、いろいろな条件の設定が重点になると思うのです。計画 部会のほうは、いわゆる開発のマスタープランとか、そういう実際の具体的な展開に対する こと。その2つで規制部会と計画部会で協調してこの件についてまとめていきたいと思いま すので、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

では、これで規制改正についての審議は終了いたしました。

○では、15分ほど休憩にします。15時35分から再開したいと思いますので、よろしくお願い します。

(休憩)

○成澤計画課長 皆様、すみません。35分からの予定でしたけれども、定刻よりちょっと早いですが、委員の皆様おそろいでございますので、後半の議事に入らせていただきたいと思います。

議事に先立ちまして御報告が何点かございます。

まず、自然環境部長の近藤が公務のため席を外しております。途中で入ってくる予定でございますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

もう一点は、先日12月より、地域戦略改定検討会の専門委員に御就任をいただきまして、 貴重な御意見をいただいておりました経団連の石原様が急逝された旨、報告を受けました。 事務局といたしましても、余りにも急なお知らせでございまして、驚きを禁じ得ないところ でございます。生前は、石原様には、経団連会員の自然保護でございますとか、生物多様性 の取組を進める経団連の自然保護協会の組織を代表いたしまして、企業における主流派の観 点から活発な御意見をいただいておりました。また、今回の検討会に先立ち、事務局である 川道のほうでもいろいろなお話をいただいたところですけれども、本当に心からの哀悼の意 を表しますとともに、故人の御冥福をお祈りさせていただきたいと思います。この間、石原 委員からいただきました貴重な御意見も含めまして、今後、地域戦略の改定のほうをしっか りと進めていければと考えております。

すみません。以下、着座で失礼させていただきます。

審議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。「生物多様性地域戦略の改定について」の審議ということで、右上に番号がありますが、資料 2-1 が A4 横、資料 2-2 が A4 横、資料 2-3 、2-4 、2-5 、2-6 、2-7 、2-8 、2-9 までが A3 横の資料になります。

あと、参考資料としまして、参考資料 2-1 がA4横、あと、参考資料 2-2 がA4縦、参考資料 2-3 がA3横、それから参考資料 2-4 、 2-5 ということです。

そのほかに、委員のお手持ち資料ということで机上配付させていただいている資料となってございます。

お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議を進めていければと思います。

以下、審議のほう、鈴木部会長、よろしくお願いをいたします。

○鈴木部会長 皆さん、こんにちは。前回、私、体調を崩してドタキャンしてしまいまして、 佐伯先生を初め、皆さんに御迷惑をおかけしました。

それでは、後半の議事としまして「生物多様性地域戦略の改定について」、審議をしてい きたいと思います。

まずは、事務局で第2回生物多様性地域戦略改定検討会の委員発言をまとめていただいて

おりますので、こちらの説明からお願いいたします。

○川道緑施策推進担当課長 皆様、本日もよろしくお願いいたします。緑施策推進担当課長 の川道でございます。

資料2-1についてですけれども、前回、第2回の委員発言ということなのですが、この後に説明します資料2-3以降のボリュームがたっぷりなので、あと、意見交換などもしっかりさせていただきたいというのがあるので、すみませんが、読み上げのほうは省略させていただきたいと思います。

先ほど石原委員の話がありまして、私も非常にびっくりしているのですけれども、委員の 方からいろいろな発言をいただいている中でも、3枚目に「SDGsの捉え方」というのがあり ます。SDGsというのは、一言で言うなら「自分ごと化する」ことだというのは非常に分かり やすいですし、大事な言葉ですし、いわゆる生物多様性の主流化などにも通じる非常に大事 なキーワードだと思っているので、そういったこともしっかりと心に刻みながらやれるとい いなと思っています。

というわけで、資料2-1の読み上げはしませんので、御確認いただきまして、もし発言された御趣旨と違うとか、補足でもう少し真意を伝えたいみたいなことがございましたら、この後、手を挙げていただいても結構だと思いますし、後ほどでも構わないので、補足いただければと思います。そういうわけで、すみませんが説明は省略いたします。

以上です。

- ○鈴木部会長 2-2のほうも。
- ○川道緑施策推進担当課長 それでは、続けて資料2-2に移らせていただいてよろしいですか。

では、資料2-2に移っていただければと思います。

地域戦略の改定の具体の中身のほうにいよいよ入っていくということです。前回、第2回のときには、今年の秋までに中間のまとめとしまして、東京の生物多様性というのは今後どうしていくのだという将来像を示していければいいなということで御説明しまして、参考資料2-2に縦書きの紙をつけさせていただいています。その説明をしたときに、私の整理がまずくて非常に混乱をしたという状況がございます。そこで、今回は、資料2-3で具体の中身に入る前に、皆さんと秋に向けてどんな将来像を作っていくのだというところと、今日はどんな審議をして次回以降どんな審議をしていくのだというところの意識合わせをしたいということが資料2-2の説明でございます。よろしゅうございますか。

まず、参考資料2-1を御覧いただけますでしょうか。第1回検討会でお示しした地域戦略の基本的な考え方のある意味フレームになるものでございまして「生物多様性地域戦略の改定について」というA4横の紙でございます。

10月に生物多様性の国際会議、COP15が開催されるということですので、それに間に合うようなスケジュール感で、生物多様性地域戦略の、真ん中に書いています「長期的に目指す姿」をまとめ上げて、都民であるとか、企業であるとか、区市町村の人に御意見を伺うという案を整理し、公表することを当面の目標にしたいと考えております。

将来像の案を公表するに当たりましては、その将来像の案を示すだけではなくて、都民の 方々が東京の将来像を考える、意見を言っていただくに当たっての基礎資料として、そもそ も東京の自然というのは何があるのだろう、どういったものが東京の自然の特徴なのだろう ということ、それから、自然というのは我々の生活とどう関係があるのだろうという自然と 社会・経済との関わりみたいなものについても整理をして、併せて示していきたいと考えて いるところでございます。

当然、その将来像について考える、意見紹介するための基礎資料にするとともに、手にとってもらった方に、東京の自然について、改めて見ると東京自然ってこんな自然なのだという理解を深めてもらったり、自然って他人ごとではなくて自分ごとなのだなというふうに理解を深めてもらうツールとしても、あるいは機会としても使っていきたいと考えているということでございます。

資料2-2に戻らせていただきます。下のほうに、表の抜粋というか、表の頭だけ切り取ったものがありまして、「本日の議論」と赤で囲って左側3分の2ぐらいにありまして「次回の議論」というのがあります。本日は、自然の特徴について確認・整理させていただいた後に、次回に、先ほど申し上げた「長期的に目指す姿」のキーワードを埋めていくという作業をしたいと思っております。

その中身の話をする前に、出ていく将来像のイメージについて具体的に理解を深めてもらいたいということでして、先ほど用意しました世田谷区様のこちらの資料を御覧いただければと思います。本当は自前で用意できればよかったのですけれども、世田谷区様の資料がよくできていて、かわいいので、これを使わせてくださいとお願いをした次第です。

1 枚開いていただきますと、将来像の絵が描いてございまして、3 つの地域ごとの将来イメージが書かれてございます。多摩川、国分寺崖線、住宅地・市街地という3 つに区分して作成されているところです。東京都についても、この3 つではないのですけれども、幾つか

まとまりのある単位ごとに将来像を示していくということをイメージしてございます。今日 この後議論するものについては、一応、地形区分に基づいて仮に区分しているということで すので、それも追って説明いたします。

世田谷区さんの将来像のイメージのうち、例えば43ページに載っている「多摩川・国分寺 崖線エリア」を御覧いただければと思うのですけれども、この中に、幾つか鍵となるという か、特徴を示している絵が描かれています。例えば国分寺崖線であるとか、湧水とか、田ん ぼとか、多摩川とか、そういったエリアの特徴を表すものが幾つか書かれているということ で、分かりやすく特徴を示しています。

東京の将来像をこれから書いていくに当たっても、どういう区分にするのかというのもあるのですけれども、区分ごとの特徴を示すような、これこそ東京の自然だよねというものを 代表的にピックアップして描いていくことで、東京の自然について都民に分かりやすく伝えていきたいというのを将来像のイメージとして想定しているということです。

それから、世田谷区さんのものは、この3つの区分の後ろに、もう一つ別に、45ページになりますけれども、「生きものネットワーク」のイメージですとか、その後ろに「生きものネットワーク」などが書かれていまして、いわゆる地形に即した生物多様性の特徴のほかにも、こういう別の切り口での情報なども整理されて示されています。

東京都の場合でも、大都市としての特徴というのが、地形とはまた別に、人が多いとか、いろいろあると思うのですけれども、例えば、自然循環であるとか、気候変動への対応であるとか、そういう社会・経済の観点から、東京の特徴、あるべき姿みたいなものを都民に理解してもらうために必要なものというのは、この地形に関する区分とは別に検討していく必要があるのかなと思っているのです。これについては、今日ではなくて次回以降に、社会・経済パートはやりたいなと思っているところでございます。

長くなりましたけれども、資料2-2に戻っていただいて、上の箱にある「本日の議論」 と「次回の議論」の話を説明したいと思います。

世田谷区の将来像のイメージについて御説明しましたことを踏まえまして、本日議論していただくことにつきましては、まず1点目としまして、中間のまとめにおいて、都民などに知ってもらいたい東京の自然の特徴はどんなものがありますかということです。これこそが東京の特徴だと思うようなものを議論いただきたいと思います。

2点目としまして、本日、例えば、世田谷区さんの将来イメージで説明した国分寺崖線と か田んぼなどに該当するような地形区分ごとの東京の特徴的な自然を表している代表例につ いて、各将来像の区分ごとに、今は地形区分ですけれども、そういうものに分けて事務局のほうでこれから説明いたしますので、各委員の皆様の主観的な観点で構わないと思うので、これこそが東京の特徴でしょうという要素が漏れていないかどうかということで御確認いただければいいかなと思います。

3点目としまして、将来像をまとめるに当たって、地形区分で分けるのがいいのか、もう少し別の視点で分けるのがいいのかについて御意見をいただければいいかなと思っています。それが本日の議題となります。本日皆様からいろいろな御意見をいただきまして、次回、東京の特徴というのはこんなものだよねとか、区分はこれがいいよねという組み換えをしたものを整理していきたいと思います。それを踏まえた上で、そういった区分について、東京の将来像、保全についてはどうあるべきだ、利用についてはどうあるべきだ、それから、人と自然との関わりについての意識とか行動についてどうあるべきだということについて、キーワードを事務局で入れていきますので、それについて御議論いただくことを次回以降に行い、7月ぐらいまでには形にまとめて、それを分かりやすい形に整理する作業を事務局でやって、秋には公表という流れで進められればいいかなと思っている次第でございます。

一旦ここまでのところで御意見などがあればいただければと思います。よろしくお願いします。

○鈴木部会長 司会進行のなかなか難しいテーマで。

今日、この資料2-1と2-2の範囲というのですか、今回の検討会の議題、次回の議論、 そういう議論の中身というよりは、立て方ですか、それについて御意見、御質問があれば、 よろしくお願いします。

## 佐伯委員。

- ○佐伯委員 もしかすると、この後にまさに議論するのかもしれないのですけれども、資料 2-3で、それぞれの地域ごとというか、区分ごとに主な特徴をまとめてくださっているの ですが、私はこれを見たときに、特徴だけではなくて課題をしっかり書くべきではないのか なと思ったのです。そういう部分はどんなふうに捉えていったらいいのでしょうか。
- ○川道緑施策推進担当課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりなのですけれども、まずは、参考資料2-1に大きなフレームを示させてもらっているのですが、課題を示していく話というのは、当然、こういう課題があって、こうしていくべきだというのはあると思うのですけれども、地域戦略の中で、網羅的に全部挙げていって全部書くわけには当然いかなくて、主要なものをピックアップすることになると思うのです。その主要なものをピック

アップするにあたり、右側の「主な施策の方向性」、これも後ほど議論していただく必要があるかなと思っているのですけれども、これを大きく6つに分類しています。これごとに類型化した上で、将来的にどうありたいというものと現状との差分がどうなっていかという観点で、主要な課題は何ですかというのを事務局のほうで整理して、後ほど出していって、議論いただいて、この課題もある、この課題はもっとこういう課題があるというように議論したいと思っているので、今のところは望ましい状態を語るところから入っていきたいと思っています。課題から入ってしまうと、どうしても、どう解決するのかという話に入ってしまって、フォアキャストになってしまうので、まずは望ましい状態から入るというステップを踏むということで整理をしてございます。

○佐伯委員 ということは、真ん中の「長期的に目指す姿」を考えるときに、当然、課題が解決されている姿を考えなければいけないと思う。例えば島嶼地域であれば、外来種対策とか、そういうのはすごく大事な施策で、当然、それが解決されていることが目指す姿だと思うのですけれども、そういうことがこの表の中でうまく整理できるといいのかなと思ったのです。その点については、少なくとも今日はちょっと難しいというか、議論の中には入らないということなのですか。例えば、伊豆諸島とかはキョンとか外来種がたくさんあって、場所によっては物すごく喫緊の課題になっていることがあるわけです。オーバーツーリズムとか。そういうのは、せっかく地域の区分とかに分けているのであれば、最重要課題ぐらいは今のところで挙げておいて、それが解決されている姿が「長期的に目指す姿」に入ってもいいかなと少し思いました。

以上、意見です。

- ○鈴木部会長 では、佐藤専門委員。
- ○佐藤(留)専門委員 私も今の佐伯委員のお話の続きといいますか。私も、課題がそれぞれにいろいろあると思うのです。正直、自分が関わっているところの課題はある程度分かるのですけれども、それ以外のところですと、どういうことが課題なのかを把握し切れない中で、どうやって保全・回復して、持続的な利用をして、理解と配慮行動を進めていくかというところの議論はちょっと難しいなと思っているところです。ただ、このような形で整理していただいたというのは、東京の自然を考える上で非常に重要だなと思いました。

あと、その課題ということでいいますと、例えば、今、国分寺崖線沿いの都立公園の指定 管理をしておりまして、崖線をお持ちの企業さんとか、学校、大学さんとかともいろいろ話 をしている中で、非常に多くの課題があるなと思っています。 あと、府中崖線についても、府中市緑の基本計画検討協議会の委員を2年間務めていたのですが、崖線の各所に緑がなくなっていったり、下に住宅があることから非常に危険ということで固められてしまったり、いろいろな状況が起こっていて、そういった複雑な課題に対してどうしていくかをぜひ考えていきたいと思っているところです。

あと、玉川上水もそうです。玉川上水緑道のほうも指定管理で私の関係している団体で携わっているのですけれども、玉川上水自体がいろいろな行政区に分かれていることもあって、様々な問題とか、景観的な問題とか、あと、大きくなってしまった大樹が台風などで倒れるという状況の中でのいろいろな課題がある。そうやって一つ一つ課題を見ていくと、非常に膨大な議論になりそうだなと思うのですが、こうやって地形を切り分けて考えていくということは非常に必要だなと思います。

もう一つは、切り分けたものをどうやってつなげていくか。そこのエコロジカルネットワーク的なところ、コリドー的なこと。世田谷のプランは地域戦略が非常によくできているなと思って見ていたのですが、そういったところの視点も含めての東京都としての地域戦略ができていくとよいなと思っているところです。

○鈴木部会長 私も同じような観点を持ったのですけれども、東京都の立ち位置というのがなかなか難しいと思うのです。つまり、国があって、区市町村があって、その間にいるわけですね。東京の生物多様性に関する将来像イコール区市町村の将来像の総和と考えるのかどうか。世田谷区のは大変よくできているとは思うのだけれども、区市町村というのは大体自分の行政界の中しか考えないのです。それにまたがった問題はやはり東京都が考えなければいけないことで、そういうものをまず抽出するというのは非常に大事な見方だと思うのです。

ただ、区市町村と整合性がないと困る。つまり、事業主体というか、当事者能力、当事者 意識を持っているのはその地元の行政なので、それに対してどういう問題提起が都としてで きるかということをまとめればいいと思うので、それぞれの市区町村がやるべきことについ て余り深く立ち入っても、すごく総花的でタイトなものになってしまうと思うのです。です から、グランドマスタープラン的な意味、それから、各行政では及ばない部分がどういうふ うにあるかという構造。それはやはり地形的なものもあるでしょうし、環境区分的なものも あるでしょうし、そういうマクロな視点が非常に大事だなと思うのです。

ほかに御意見。

辻委員。

○辻委員 今日は主な特徴の説明をみんなで共有して、次回以降に保全を回復ということで、

ただ、今、問題点もというお話だったのですけれども、話の進め方の順番というか、両方やるとごちゃごちゃになってしまうので、まず、主な特徴というのは、こんないいところなのだよとか、外に対してアピールできるようなこういう特色を持っているのだよということをまず認識する。ただし、そういう話をしながらも、奥多摩の鹿をどうするのだとか、先ほど伊豆諸島のお話も出ていましたけれども、現実の問題点はいっぱい出ているので、密接するかもしれないけれども、それをやると行きつ戻りつで、この特色をどう生かしていくのかという話にならなくてごちゃごちゃになってしまうのかなと思うのです。

この特色の説明が2つになるのか。いい点、そこで起こっている問題点、あるいは特色は特色で、保全・回復の前に、やはり起こっている問題をみんなでクリアにして、そして保全・回復、持続的な利用というところに話を持っていったほうが。いいところと問題点がぐちゃぐちゃになってしまうと、多分、いいものが浮き彫りにできなくなってしまうような気がするのです。私は、この特色の説明は多分いいことを書いてあると思うのですけれども、まずそこから始めていただいて、間にワンステップ置くというか、そういうふうな作業で話を進めていったほうがいいのではないかと思いました。

ただ、地形区分でいいのか。先ほども出ていましたけれども、何がいいのか。それも含めて、この特色の説明というか、みんなで共有する作業の中で少し考えていったらいいかなと思いました。

○鈴木部会長 時間のこともありますので、進め方についていろいろ御意見あるかもしれませんが、今日せっかく資料がいっぱいあるので、資料2-3から具体的に御説明いただいて、 その中でもまた議論していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、その前に原口委員。

○原口専門委員 ほかの委員からいただいた御意見にもつながるかもしれないのですけれども、私としては、今、御意見があったように、この地形区分の特徴をみんなで理解した上で、恐らく生物多様性に関して今起こっている社会課題が、戦前はこの地形・地質・水文に沿ったような生活経済をやっていて余り無理をしていなかったので問題がなかったことが、戦後70年でエネルギーとコンクリートを使っていろいろな土地改変をしてきた結果、様々な課題。部分最適なことを経済合理性の中でやってきた結果起こっていることが多分多いのだろうなと思うのです。ここを本来どういう土地利用をすることが持続可能というか、無理がないものと、実際に今、我々がやっていることのギャップを議論すると、それぞれの地域への社会課題がそうだよねという話になるかなというので、そういった進め方がいいかなと。

もう一つは、世田谷のものも、私としては、それぞれの地形区分のエリアをつなげる議論として、例えば国分寺の崖線の湧水の話があるのですが、この湧水が枯渇している理由というのは、要は上の台地上の土地利用。世田谷の場合、農地を潰して普通のマンションとか住宅になって、全部モルタルで舗装してしまった結果、浸透面がなくなって湧水が減るし、ゲリラ豪雨の場合には、雨水側溝から川に流れ込んで、それが東京湾に行って、臭い東京湾になるみたいな。それが全部つながっていると思うのです。なので、地形区分の議論をした上で、そこをつなげている水文とか。エコロジカルネットワーク、地表上の緑のつながりというのはこの10年で随分進化したと思うのですけれども、目に見えない地下の水の流れとかのつながり、この間をつなげる議論として台地上でやるべきことが実はこちらの崖線の湧水の復活につながるというところをやると、この世田谷のものよりもっといい未来像が作れるかなと思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございました。

では、今の中で特に追加で御質問はないですね。

須田委員。

○須田委員 今までの議論の中で出てきたことでかなり重要なキーワードが幾つかあったかと思うのです。例えば崖線の保全にしても、世田谷区は国分寺崖線の一番下流に当たるわけですね。それは立川のほうまでずっと続いているわけで、また、立川になると青柳崖線とか別の崖線も入るわけです。例えば、世田谷区の施策としては、世田谷区内の崖線については面倒を見られるけれども、上流になったら域外なのでできませんので、そういうところは東京都として、国分寺崖線はこのように連続した緑地ないし水環境として保全するというスタンスをここで出すべき。その中で、世田谷区さんはこれをこのとおりやってください、ここのところにはこんなことを考えたらいかがでしょうかみたいな、こういうやり方をするというのが1つ。

あとは、最近、緑地とか、エコロジカルネットワークの思想が大分進んできて、どこもかしこもつなげればいいとみんな考えてしまいがちなのです。ところが、外来種ネットワークを作ってしまうということがしばしばある。なので、あえてここは孤立させておくべき緑地というのが幾つかあるのです。つなげるべき緑地と孤立させておくべき緑地というのをちゃんと。これはかなり後の話かもしれません。実際にそれは現場に落ちたときの話かもしれませんけれども、そういうものが双方あるという認識を最初から持たれたほうがいいかなと考えています。

○鈴木部会長 そうですね。

では、資料2-3からの御説明をお願いします。

○川道緑施策推進担当課長 それでは、結構ボリュームがあるのですが、東京の自然の特徴 について説明いたします。

資料2-3になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、地形区分ごとに特徴的な自然 を例示して、その説明をしてございます。

まずは、地形区分の説明について再度確認をしておきたいということでございまして、資料 2-5 を御覧ください。資料 2-5 は簡易的に地形を区分しているものでございます。地形区分につきましては、山地、丘陵地、台地、低地、埋立地などに分けられます。資料 2-3 では、この地形区分を基本としながら、低地と埋立地については 1 区分、島嶼地域は伊豆と小笠原をまとめて 1 区分ということで整理をしてございます。

それから、資料 2-4 を御覧いただければと思います。こちらのほうに東京の水とか緑の配置が分かるように図示したものと、これから資料 2-3 で説明します主要な自然地であるとか、公園であるとか、そういったものの場所を示してございますので、資料 2-3 の説明の際に適宜御参照いただければと思っています。

資料2-3に出てくる主要なものの中には、凡例が①から図までありますけれども、これは地図と文章とが対応するようにしてございますので、どこの場所の話なのだろうというのがあれば、突き合わせて見ていただければ分かりやすいかなと思ってございます。

それから、資料2-6から2-9にはそれぞれもう少し細かい地形図、地質図、明治時代の土地利用図、平成19年の植生図の簡単にした版のものをつけてございますので、適宜見ていただければと思っております。

資料2-3についての説明に戻らせていただきます。

まず、山地でございます。山地全体の特徴としましては、豊かな森林がありますということが書いてございます。東京の山地・丘陵地につきましては、合わせて約5万3000~クタールの森林が広がっておりまして、東京の本土部の約3割を占めているということでございます。

資料2-9を御覧いただきたいと思います。資料2-9のほうには、平成19年の植生図を 少し大まかな区分にまとめたものを掲載してございまして、明るい緑色に塗られている部分 は、杉やヒノキのような針葉樹、いわゆる材木用の針葉樹林が森林のおおよそ6割に当たる 約3万ヘクタールを占めているということでございまして、残りの4割のうち、西多摩の奥 地であるとか高尾山の周辺などに自然林が残されているということを除くと、残りの大半は 市街地に近い丘陵地にあるコナラ、クヌギなどの雑木林、里山林で形成されているという特 徴を有しています。

資料2-3のほうに戻ります。山地の特徴を表す自然の例といたしまして、秩父多摩甲斐国立公園をまず最初に挙げさせていただいています。この秩父多摩甲斐国立公園には、都内最高峰の雲取山がありまして、亜高山性の気候を有している地域で、それに属する森林が広がっているということです。標高に応じて植生の垂直分布が変わるのを観察することができるという意味でもなかなか興味深い場所かなと思います。多摩川の源流域でもございますので、その多くの森林が水源林にもなっているということです。

続きまして、高尾山で有名な明治高尾の森国定公園です。こちらは、もう少し低い山になるのですけれども、温暖帯と冷温帯の境目にあるというちょっと変わった特徴がありまして、その結果、その林相が非常に豊かであるということに加えまして、薬王院があることもあって自然林が守られているという状況もあって、1600種類を超える植物が確認されるということです。都心からわずか50キロという近い距離にありながら、極めて多様な動植物が生存・生育しているということで、まさに東京を代表する生物多様性の拠点となっているということでございます。

あと、先ほどちょっと述べました水道水源林です。奥多摩にありますけれども、こちらにつきましては、1901年から東京都水道局が管理を行っておりまして、東京の水需要を支える重要な役割を担っているということです。一部、水道局が直接的に林を買い取って管理しているのですけれども、その管理の一環として鹿の食害対策みたいなものがやられているおかげで、例えば、雲取山の希少な植物などが鹿に食べられることなく保全されるという効果もあって、生物多様性保全の観点からも重要な役割を果たしているというのが水道水源林でございます。

続きまして、丘陵地に行きたいと思います。丘陵地につきましては、高尾山から多摩地域の南部に広がっている多摩丘陵と、武蔵野台地の上に存在していまして荒川水系に属する多摩北部の狭山丘陵と、その他の丘陵地ということで大きく3つに分けさせていただいています。

丘陵地全体の特徴としましては、先ほど申し上げたとおり、森林が多いということでございまして、丘陵地では、特に里山林、雑木林が多いというのが特徴でございます。また、川の流れが谷状の地形、谷戸を形成していることも丘陵地の自然を表す特徴かなと思っており

ます。

谷戸についての説明ですけれども、資料2-6を御覧ください。地形図のちょっと細かいものになってございます。谷戸は、丘陵地の青色で川っぽく色が塗られていますけれども、谷底平野と書かれているものです。これが谷戸を表しているのかなと思います。この谷戸の周辺では湧水が多く見られるということで、丸くぽちぽちがついているところが湧水なのですけれども、谷戸が多く見られると湧水が見られるというのが特徴です。

あと、資料2-8を併せて御覧ください。明治時代の土地利用です。明治時代の土地利用と重ねて見ていただくと分かると思うのですけれども、古くから湧水とか川がある谷戸の近くには当然水田がありまして、それを取り囲むように周辺には斜面に畑地がありまして、後背の少し急斜面のところに雑木林が広がるというのがいわゆる里山の景観なのですけれども、それが明治の時代には土地利用からも分かる。形成されていたということになります。

この丘陵地には、現在でも谷戸田などが残されていまして、この里山の景観というのは人と自然が共生・共存する伝統的な文化を伝える場になっているとともに、都民と自然が触れ合う場としても重要であるということです。あと、里山独自の生態系を残す貴重な生息域にもなっているということで非常に重要な場所なのですけれども、営農者の方が高齢化されるなどいろいろな理由で耕作放棄があったりで、里山環境の荒廃という課題を抱えているということでございます。

次に、狭山丘陵について説明いたします。狭山丘陵は、いわゆる昔の多摩川、古多摩川の 浸食により形成された武蔵野台地上にある残丘になります。荒川水系に属しているというこ とです。狭山湖であるとか多摩湖の周辺を含む狭山丘陵の周辺は埼玉県や東京都の自然公園 に指定されておりまして、都立公園にも指定されているということで、周囲は比較的公園化 されて自然環境が保たれているエリアとなります。狭山丘陵の裾野のほうでは市街化が進ん でいるということでして、生物種によっては生態系ネットワークが分断されて孤立化してい るようなおそれがあるという状況です。

話がちょっとずれるのですけれども、文化的な特徴としては、例えば日本の三大銘茶の一つの狭山茶の生産地になっているとか、狭山丘陵の東側にある八国山緑地とその周辺は「となりのトトロ」のモデルになったということもあって、トラスト運動などもあったり、自然保全活動が活発な場となっている。例えば、そういう文化的な特徴なども取り上げますかということもちょっと議論いただければいいかなということで、例示的に示したということでございます。

丘陵地については以上でございます。

続いて、台地のほうに行きたいと思います。資料2-5に地形図があるので、そちらに戻っていただければと思います。

台地ですけれども、秋留台地、日野台地、それから、多摩川と荒川の間に大きく広がっていまして、東側、皇居近くの南北崖線軸まで広がっている武蔵野台地に大別されます。

資料2-3では、武蔵野台地に着目して整理をしております。台地全体の特徴としましては、関東ローム層が堆積しているという地質的な特徴が挙げられます。関東ローム層というのは、富士山であるとか、箱根山であるとか、そういったものの火山灰と砂などが混ざってできた粘土質の土壌が堆積した地層となっていまして、水が地下に浸透しやすいというのが最大の特徴かなと思います。このローム層は、東京の自然の特徴を表す上で非常に重要な要素ですので、少し丁寧に説明したいと思います。

資料2-7を御覧ください。地質の図が書いてございます。凡例のほうに、赤い色の多摩ロームから黄色の立川ロームまでグラデーションで幾つかのローム層が書いてございまして、多摩丘陵と台地のほぼ全域にいわゆる関東ローム層が堆積していることがわかるかと思います。

台地の特徴といっていますけれども、多摩丘陵も、御覧のとおり、ローム層で覆われているということなので、同じように雨水が浸透しやすい表層的な地質の特徴があるのかなと思います。

この関東ローム層から浸透した雨水というのが礫層などから湧き出して、河川であるとか 湧水地を形成するというのが東京の水の流れの特徴となっていまして、参考資料2-4に崖 線のイメージがございます。これも世田谷区様からお借りした分かりやすい絵です。湧水と いうのはこんな感じなのだなというのを、今説明したものを図示したものなので、参考に御 覧いただければと思います。

続きまして、武蔵野台地の特徴について説明したいと思います。そのために、ちょっと長いのですが、形成過程をしっかり説明したほうが今後の議論のためにもいいのかなと思うので、資料の本題から少し外れるのですけれども、ちょっと時間を割いて説明したいと思います。引き続き、資料2-7の地質図を御覧いただければと思います。

多摩川につきましては、今、黄色で示されていますいわゆる立川ローム層の西側の端のと んがっているところの青梅市の市街地のあたりから、荒川のほうに、北のほうに流れていた というのがかつての流れでございました。この流れを古多摩川と言ったりしますけれども、 そういう状況で流れていまして、狭山丘陵も北側のほうを削り取ったような形になっている ということです。

その後、その古多摩川の流れが少し変わりまして、狭山丘陵の南側を通りながらまた荒川 のほうに流れるという流れになった結果、狭山丘陵が今みたいに残丘みたいな形で残ってい るというのがその経緯でございます。

その多摩川の流れがさらに南のほうに、今の多摩川に近いほうにずれまして、オレンジ色の武蔵野ローム層があると思いますけれども、ここと黄色の立川ローム層のへりのところあたりを多摩川が流れたということになります。そういう流れに沿ってローム台地を多摩川が削り取った結果できたのが国分寺崖線ということになっています。多摩川が削り取ったので、川が作った段丘ということで「河成段丘」と言っています。

同じように、さらに南に多摩川が移りまして、現在に近い水色の多摩川低地というところのルートに沿って多摩川が浸食してできたのが河成段丘の立川(府中)崖線となります。

このような形成過程を踏まえまして地質図を見てみますと、武蔵野台地というのは多摩川 が作った扇状地であるということが浮かび上がってくるのかなと思います。

武蔵野台地の特徴を形成するもう一つの要素としまして、海面の上昇と下降があります。 関東平野では海面の上昇と下降が昔から繰り返されておりまして、縄文時代には海面がぐうっと上がって、先ほどの青梅市のあたりまで海があったという時代もあって、海面が平野の奥深くまで入り込んでいくことから「縄文海進」などと呼ばれたりもしているということです。

この海面が上昇することによって台地が海の下にあった時代には、砂礫がたまるという地層が形成されて、今度は海が引いていって台地が地上に出てくると、火山灰が降ってローム層に堆積するということが過去に繰り返されまして、この武蔵野台地などではローム層と礫層みたいなものが重なった複雑な地形を形成しているということです。参考資料2-4で、それっぽいのが分かる、複雑な地形だなというのが分かるかと思いますので、御覧いただければと思います。

資料2-7の地図上に、今度は70メートル等高線とか50メートル等高線というものがによろによろと書かれているかと思いますけれども、これは、今よりも海面がもう少し高かった頃の海岸線の位置を示していまして、海岸の浸食によって形成され、海が作った段丘ということで「海成段丘」と呼ばれています。この2つの等高線に沿って、台地上にある幾つかの主要な河川の水源となる湧水がたくさん見られます。70メートル等高線、50メートル等高線

のところと丸のぽちぽちを見てもらうと、何となく沿っているというのがわかるかと思います。というのが武蔵野台地の特徴になっているのかなと思います。同じように、台地の一番 右の端の南北崖線軸のあたりも海成段丘となっていまして、やはり崖下には湧水が見られる ということでございます。

す武蔵野台地の特徴についてはこんな感じでございます。

もう一回資料2-3の3ページに戻っていただければと思います。地図のほうは、資料2-4の分かりやすいきれいな地図のほうに戻してもらえればと思います。武蔵野台地については、50メートル等高線の西と東に区分をしてございます。これは、事務局のほうでこういうふうにしたらよかろうと整理をしたということなのですが、理由については、後ほど武蔵野台地の東部の説明をするので、そのときに説明したいと思います。

まずは、西側、武蔵野台地の西部についての説明でございます。武蔵野台地の西部につきましては、先ほどその成り立ちを説明しましたけれども、河成段丘の国分寺崖線、立川崖線というのが主要な特徴として挙げられます。国分寺崖線とか立川崖線の崖の下のほうに湧水がたくさん見られるということでして、その豊かな水の流れがあることから、都内の貴重な水生湿地環境であるとか、都民の親水空間などともなっているということで、非常に大事な役割を果たしているということです。

それから、崖線のほうにはたくさんの緑地が残されているということで、東京の環境軸に位置づけられています。環境軸とは何ですかという話なのですけれども、参考資料2-3に「緑の系統図」というのがあります。これは都市整備局で作っています「緑確保の総合的な方針」で決めているもので、いわゆる河川であるとか崖線、あと玉川上水とかも出てきますけれども、線でつなぐ緑を構成する主要要素と、山地・丘陵地みたいなものが面で緑を構成する要素ということで、それを総称して「みどりの環境軸」という言い方をしたりしています。崖線というのはその環境軸にも指定されているということでございます。その崖線というのは、エコロジカルネットワークの観点からも、河川と並んで重要な役割を担っているということでございます。

70メートル等高線につきましても、成り立ちは先ほど御説明したとおりでございますけれども、野川の源流となっています真姿の池湧水群であるとか、立川崖線と交差するところにあるママ下湧水というのがありまして、水量の豊かな湧水地が見られるという特徴が多く見られる海成段丘になります。

次に、武蔵野台地を代表する土木構造物であります玉川上水と野火止用水をピックアップ

していまして、併せて説明いたします。

玉川上水は、もともと江戸市中に飲料水を供給するために作られた上水路になります。西のほうは羽村の取水堰あたりから、東のほうは四谷大木戸、今の新宿御苑のあたりまで、およそ43キロに及ぶものでございます。

資料2-8を御覧いただければと思います。明治時代の土地利用です。もともと武蔵野台地の西部のほうでは、河川沿いとか湧水地など水が得やすい場所に村落というのは限られていました。先ほど申し上げた関東ローム層というのは浸透が非常にいいものですから、逆に言うと、生活用水は水のあるところでないと賄えないので、水が取れないところには人がいなかったということです。玉川上水と野火止用水が整備されて、それが各地に分水されて、用水路とかによって水が配られることになって、これまで川とか湧水地の近くにしかなかった集落というのが、西側の武蔵野台地一帯に市街地を形成し、広がっていったということでございます。いわゆる新田開発と呼ばれますけれども、街道であるとか水路沿いに短冊状に地割された村落というのが形成されていきます。その短冊状というのも、この明治時代の土地利用を見てもらうとよく分かるのかなと思います。長方形に切られて並んでいるということでございます。この辺も江戸時代の流れを表す特徴的なものかなと思います。

その短冊状の土地については、まず街道沿いに屋敷林を備えた住宅がありまして、その先には農地、畑があって、その奥に雑木林があるという構成になっているのが一般的で、限られた土地の中で非常に効率的に自然の恵みを得られるように工夫がなされていたということでございます。武蔵野台地は平たんな土地なので、風がすごく強かったということなので、周りについては防風林で囲っていたということでございます。

この短冊型の土地利用というのも、丘陵地の里山と同じように、人と自然が共生・共存するための知恵ということになります。武蔵野台地特有の伝統的な文化を伝える場でありますし、今度は、草地性の生態系、あるいは明るめの雑木林系の生き物の生息環境として貴重であったということでございます。

あと、玉川上水沿いの雑木林であるとか街路樹については、グリーンベルトみたいにつながっているということでして、環境軸として非常に重要な役割を果たしているということです。現在、玉川上水、野火止上水については、ちょうど分岐するあたりに小平監視所というのがあるのですけれども、その辺からずっと西、北のほうの玉川上水、野火止上水については、今は多摩川の水は流れていませんで、多摩川上流水再生センターというところで高度処理された環境用水の放流によって水量を確保しているという状況になってございます。

西部については以上でございまして、次、武蔵野台地の東部の説明に移りたいと思います。 4ページです。 資料 2 - 4 を見ていただくのがよろしいかと思います。 50メートル等高線の成り立ちについては、先ほど説明したとおり、海岸線の浸食でできたのですけれども、この等高線に沿って湧水が多く見られるというのも特徴になっております。 武蔵野の三大湧水地として知られています三宝寺池、善福寺池、井の頭池も大体そこの等高線上にあるということでございます。この三湧水を水源とします石神井川、善福寺川、神田川は、武蔵野台地の東部の水の環境軸として重要な役割を担っているということでございます。

資料2-6の地形図を御覧いただきたいと思います。50メートル等高線を境に、武蔵野台地上を青色で書いていますけれども、放射状に開析谷と呼ばれている河川由来の谷地がたくさん形成されていて、クモの巣状になっているのがわかるかと思います。もともと武蔵野台地というのは平たんなのですけれども、ここに深い谷地がいっぱい入って台地を分断しているということで、結果として、非常に起伏に富んだ地形になっているというのが一つの特徴でございます。当然、中小河川が市街地にいっぱい入り込んでいるということで、水の都になっているという点でも特徴だということで、武蔵野台地の東部は西部の地形と比べてすごく複雑な地形になっているという特徴があるということを踏まえて、50メートル等高線の東と西で大きく台地を区分したということでございます。

南北崖線軸とか玉川上水については、先ほど説明したので省略したいと思います。

石神井川と善福寺川と神田川です。まず、神田川の水源となっている井の頭池や善福寺池などでは以前と比べて水量が減っているということでして、現在では、地下水の揚水によって維持されているという状況でございます。これらの湧水地というのは、今でも東京の水生生態系の非常に重要な拠点になっていますし、都民が自然と親しむための拠点としても重要な役割を果たしているということですので、上流域での雨水の浸透を回復するなどによって湧水量の回復が期待されているところでございます。

石神井川の中・上流域などでは、動植物の生育・生息環境の整備であるとか、都民が自然と触れ合える環境の整備など、多自然型の河川整備なども行われているところでございます。 続いて、城南三河川と呼ばれている渋谷川、目黒川、呑川について記載してございます。 これらの河川は、いずれも現在流量が非常に少なくなっておりまして、落合水再生センター というところで高度処理した下水再生水を送水することによって流量が確保されているという状況でございます。都市の市街地のど真ん中を走っています河川ということもありまして、 護岸ががちっと整備されている関係で、動植物の生育・生息環境としてはなかなか厳しい状 況にはあるのですけれども、都民の貴重な親水空間として重要な役割を担っているところで ございます。

そのほか、等々力渓谷、あるいは皇居、明治神宮、自然教育園など幾つか挙げているのですけれども、これらはいずれも23区内の武蔵野台地上にあるまとまった緑地で、なおかつ、長い間、緑地としてその場で維持されてきたというものをピックアップしてございます。時間が限られていますので、個別の説明は省略いたしますけれども、これらの緑地は、東京の都市開発であるとか、震災なども含めた災害などによる焼失を免れて、古くから残されている、東京の生態系がずっと継続して現存している、まさに東京の生態系の中核となる拠点だということでピックアップしてございまして、東京の都心部の自然の特徴を考えていく上では非常に重要な構成要素なのかなと考えています。この貴重な生態系をこれからネットワークして広げていくことが、都心部における地域戦略上の大きな目的の一つになろうかということでございます。

このピックアップしているホットスポットについて、これがいいのかというのは我々も迷いながら選んだところがありますので、もし御意見があれば後ほどいただければと思っています。

もう一個、武蔵野台地西部の特徴として、資料2-8の明治時代の土地利用を御覧いただければと思うのです。土地利用を見てもらうとわかるのですけれども、谷底低地として青く塗ってあるところが田んぼになっているということでございます。もともと川が流れているところにローム層のもとになる火山灰が降っても、川に流されるということで積もらなかったので、ローム層は当然堆積していないのですけれども、ローム層がないということなので、谷地のほうは水はけが悪い状態、よく言えば保水性がいい状態になっていまして、それが谷地の特徴になります。都市水害について考える際には、こういう地形・地質の特徴というのはいろいろな示唆に富んでいるのかなと思います。

次は、低地・埋立地に移りたいと思います。資料 2-5 を御覧ください。資料 2-5 が地形区分です。南北崖線よりも東側は、地形としましては、昔から利根川、荒川水系の河口域になっているものですから、砂礫とか泥などが堆積した沖積層の低地、いわゆる沖積低地となります。資料 2-3 の中では、この南北崖線軸の東側の低地を東京低地と呼ぶことにしていまして、埋立地と合わせて 1 つの区分として整理をさせていただいています。多摩川沿いの低地は、東京低地と自然環境であるとか考え方が違うので、多摩川は多摩川で多摩川低地というふうに区分をさせていただいております。

資料2-3の6ページに戻っていただいて、東京低地の特徴について説明いたしたいと思います。河川の名称については資料2-4に書いてございますので、参考にしていただければと思います。

東京低地の特徴といたしましては、まずは、大きく荒川水系と利根川水系に分かれまして、 荒川水系のほうは神田川・荒川、利根川水系については江戸川・中川となっています。 隅田 川・荒川のほうは、説明にも書いていますけれども、正式には墨田川と荒川放水路と言った ほうがいいのかもしれませんが、荒川放水路と呼ばれているものについては、いわゆる水害 対策として造られたものでして、昭和5年(1930年)に完成したものでございます。それが 完成する前の状況の河川などは、資料2-8の明治時代の地図と見比べていただくと、整備 後と整備前の違いが分かるかと思いますので、よろしければ御参照ください。

隅田川につきましては、昭和50年頃に下水道の普及率がまだ50%しかなかったこともあって、水質の悪化が深刻な問題になっていましたけれども、平成6年頃には下水道の普及率が100%になりました。あと、下水道の高度処理なども進んだ結果、平成18年頃からは環境基準を満たす状況がずっと継続しているということでございまして、現在では水質は改善しまして、生息生物の増加も見られたということです。

それから、墨田川の周辺には鳥類の生息に適した荒川河川敷であるとか、ヨシ原、あと公園などが存在しているということです。荒川放水路を整備した経緯からも分かりますけれども、荒川だとか隅田川のあたりというのはもともと氾濫原なので、治水と生態系の環境の保全との兼ね合いがなかなか難しい地域ということがあるのですが、近年では非常に親水性の高さを重視して河川環境の整備が進んでいるのかなと思います。

あと、資料のほうには余り詳しく書いていないのですけれども、墨田川と荒川に囲まれている江東三角地帯と言われている南のほうの地域につきましては、多くが江戸時代に舟運、舟で物を運ぶために開削された運河ということもありまして、舟運から陸運に替わるにつれて運河がたくさん埋め立てられて道路になっているのですけれども、幾つか河川として残されているという状況でございます。こういう背景があるので、このエリアは河川だとか道路が直線的になっているという地形的な特徴を持っています。

次に、利根川水系ですけれども、江戸川・中川・新中川について説明いたします。こちらも、資料2-8の明治の地図と比べてもらうと新旧が分かるかと思います。

荒川と江戸川に囲まれたエリアというのは、利根川・荒川の氾濫によって形成された低湿な氾濫原だったということで、かつては水田であるとか湿地が広がっていたということです。

足立区とか葛飾区の北部のほうについては、江戸時代には、見沼代用水であるとか葛西用水が整備されたことによって水運の要衝であったということもあって、食料を供給する農村地帯、あるいは水郷地帯ということで発展をしてきたエリアでございます。戦後には急速に宅地化が進みまして、1990年代に入る頃には水田・田んぼがほとんど見られなくなったということでございますけれども、都立水元公園にはまだ、湧水地である小合溜から引かれた大小の水路がまだ残されているということで、都内では唯一水路景観を残した場所となっているとともに、かつての水生生態系の環境が保全されているという意味でも重要な場所なのかなと思います。あと、水元公園に隣接する大場川の中洲も河川敷の本来の植生が繁茂しているということで、葛飾区の自然保護区域に指定されていまして、ヨシを中心とした水生・湿性植物を見ることができるということです。

そのほか、特徴的な施設としましては、埋立地のほうに整備されています海上公園の葛西 海浜公園であるとか、東京野鳥公園を挙げております。どちらも海上公園なのですけれども、 人工干潟などが整備されて、野鳥を初め多くの生き物の生育・生息基盤として重要な役割を 果たしているということです。特に葛西海浜公園につきましては、2018年、最近ですけれど も、ラムサール条約湿地にも登録されておりまして、都市地域における自然共生の一つのモ デルを示す事例なのかなと思っております。

あと、海の森公園は未開園となっているのですけれども、ごみの埋立地が陸域約100~クタールありますけれども、海に浮かぶ公園として整備することを目的としていまして、こちらも都民が都市生活、都市活動、都市地域と自然との関わりを考えていく上で象徴的な自然の施設になるのかなと期待してございます。

最後に、多摩川です。こちらは、源流域から河口域まで、奥多摩のほうから東京湾まで、 広く東京が関わっていける河川ということで、とても特徴的、代表的なものと思っています。 将来の区分として、この多摩川と先ほどお話しありました崖線みたいなものも含めて、そう いったものをどのように扱うのかについては後ほど御意見をいただければいいかと思ってお ります。多摩川の詳細については割愛させていただきたいと思います。

続きまして、島嶼地域でございます。島嶼地域につきましても、東京の自然の特徴を代表するものだということについては多分議論は必要ないかと思いますので、概略だけ説明したいと思います。

資料2-5に地形の区分でちょっとだけ島が出ていますけれども、島嶼地域は大きく伊豆諸島と小笠原諸島に分けることができまして、伊豆諸島につきましては富士火山帯に属する

火山島に分類されます。現在でも大島であるとか三宅島では火山活動が見られるということです。

植生につきましては、固有あるいは準固有の種、あるいは変種が多く存在していますし、 噴火によって裸地化した状態から極相に至る植生になるまでの遷移、変異していく状況を段 階的に見ることができるという特徴もあるということです。

それから、動物相としましては、哺乳類、両生類、爬虫類が少ない一方で、鳥類については270種類を数えていまして、陸鳥類の固有種、固有亜種が多く存在するということです。

八丈島と青ヶ島につきましては、この後説明します小笠原諸島と同じように、生物相の多様性が低く、特異性があるという点で、海洋島の特徴が出ているのかなと思います。

次に、小笠原諸島について説明いたします。小笠原諸島につきましては一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島となりまして、海底火山活動による枕状の溶岩が露頭しているのと、海食崖ですね。あと、沈水カラスト地形というのがあるということで、いわゆる火山の地形を表すような特色的な自然景観が見られるということです。

それから、海洋島ですので、生物相の多様性の低さが特徴です。あと、固有種、固有亜種の多さ、大型の哺乳類の欠如など、海洋島特有の生物相となっています。例えば植生について言えば、亜熱帯性の気候なのですけれども、東アジアで主要な森林樹種であるブナ科の樹木が見られないことであるとか、陸産貝類では90%以上が固有種であるという特徴があるということで、この特殊な島嶼の生態系が高く評価されて、平成23年には世界自然遺産に登録されてございます。

そのほかとしましては、最後に「その他」という区分になっているのですけれども、「その他」とくくりたかったわけではなくて、多くのそのほかの区分に共通するものをまとめたというのが正しいのかなと思います。本来であれば、これまでに説明した各区分の中に振り分けたり、再掲をするほうがいいと思ったのですけれども、一応、本資料では共通するものとして一くくりにさせていただいています。

まず、都市公園です。ここでは都立公園に限定して記載していますけれども、この都市公園というのは、公有化されているということで、緑地としての担保性が高いことが特徴かと思います。都内のまとまった自然地であるとか、貴重な湧水地、庭園など、貴重な緑地・湿地の保全をする目的で指定されているものも多数ありまして、東京に残された貴重な生き物の生存基盤、あるいはエコロジカルネットワークの拠点としての役割が期待されているということです。あと、都民が自然に触れて親しむような拠点としても重要な施設と言えるので

はないかと思います。

次に、民間敷地内緑地です。所有者や緑地の担保性の違いに応じて、企業緑地、屋敷林、 寺社林、農地・雑木林などに分類しているということです。

まず、企業緑地です。原口委員からも第1回のときに情報提供いただきましたけれども、ABINC認証であるとか、J-HFP認証、SEGES認証といった生態系配慮型の緑地認証というのが各社あったりします。こういったものを取得していただくような企業緑地も徐々に増えているということです。

それから、「など」と書いたところの例示としましては、学校法人の緑地などもこの中に 一応含めていまして、敷地の中には歴史のある樹林地を持つ大学なども都内にたくさんござ いますし、敷地の規模も比較的大きくて、重要な緑地がたくさん見られるということです。

企業緑地等につきましては、公園に比べて比較的規模が小さい緑地である場合がほとんどでして、開発であるとか環境の変化によって消滅するリスクが高い緑地になっている。その一方で、生態系に配慮した緑地などが増えていくことによって、都立公園などの拠点となる緑地の中継地としてエコロジカルネットワークを形成して広げていくために不可欠な役割を果たしていくのかなと考えています。

そのほか、市街地の中にあるということは、当然、都民の生活の場に近い存在であるということでもございますので、多くの人が集って憩う場所であったり、日常的に自然と触れて親しむような役割を期待できるということで、重要な施設かなと思っています。

あと、屋敷林、農地・雑木林につきましては、個人の所有が多いこともありまして、規模も結構様々ということもあるので、東京の広域の戦略の中でどういう位置づけをしていくのか、都がどう保全していくのかというのは、何かしら整理をする必要があるのかなと思っています。その一方で、歴史のある屋敷林であるとか、雑木林なども含まれていますし、企業緑地等と同様に、重要な役割を期待される緑地も多く見られるということです。個人所有となりますので、維持・管理の手間であるとか、相続であるとか、そういった意味で消失するリスクが非常に高くて、公益性の高いものに関しては社会全体でどう守っていくのかという検討も必要かと思っているということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。不明な点などがありましたら、御質問いただきたいと思います。最初に御説明しましたとおり、ここに記載した内容につきましては、将来像をどのように取りまとめて、どんな区分でパッケージにしていくのか、示していくのがいいのか、その示していくに当たっての特徴としてどんなものをピックアップするのがいいのか

という視点で御意見をいただいて、それを次回までの宿題とさせていただくというふうにで きればいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長 大分勉強されたと思うのですが、ここまで聞いていますと、将来的にこれを 百科全書的に全部網羅して同じ精度で語っていくのか、ある程度重点というか、そういうも のをピックアップしていくかというところの分かれ目かなという気はします。

私、地元の武蔵野市の環境市民会議の議長をやっていて、今年は生物多様性の地域戦略に関わるのですけれども、武蔵野市の環境基本計画を改定するわけです。ところが、ほかの自治体もみんなそうだと思うのだけれども、意外に自分のことを知らない。東京都の環境の中で自分の市町村がどういう立ち位置にあるかを意識しないところから始めてしまうのです。そういう意味での上位計画がないのです。そのところの「都市計画マスタープラン」だとか、緑で言えば「緑の基本計画」とか、それがいきなり上位計画になってしまうのです。そうすると、先ほどの水の問題ではないけれども、上流と下流の関係とか、そういうのが語れない。それを情報提供するべきだと思うのです。この課題を解決する事業主体はどこかというと、今挙げたところ全部東京都が自前でやるわけではないので、それは情報として同じ精度、同じ解像度で各区市町村に渡すべきなのです。

私は、前、区は除いて市町村の生物調査を全部集めたのです。そうすると、精度と解像度が物すごく違うのです。昆虫をやっていないところもあるし、鳥をやっていないとか、植物しかやっていないとか。それも何年ごとにやっているとか、1回しかやっていない、それ以降全然やっていないとか、めちゃくちゃなのです。だから、それを比較することができないのです。そういう意味でいうと、東京都が同じ解像度と精度で情報を集めて提供するという義務があるだろうと。そうすると、そこから各市町は始められるのです。

今回の整理は非常にいいと思うのですけれども、1つは、こういう地形区分が一体どこの区市町村に該当するのかという星取表が要ると思うし、その前に、各区市町村が作っている「緑の基本計画」と、世田谷区はもう出しているけれども、生物多様性地域戦略、まずこれを全部集めるべきです。全部集めて、東京都としてそれに対してどういう上位計画を提示できるのかをまとめて、それを提供すればいいと思うのです。あとディテールのところは、各区市町村が事業としてできるところはやるでしょう。みんな自分のことが分かっていないというのが一番問題。

私、ちょっと先に意見を言ってしまいましたけれども、残された時間は余りないのですが、 皆さん、御自由に。 辻委員。

○辻委員 詳しい説明をありがとうございましたということなのですけれども、私は、見て ぱっと思ったのは、説明をしている場所の密度が都区内と多摩と奥多摩と島嶼部で全然違う。 だから、こんな場所の説明と奥多摩のこんな場所の説明が同じレベルではないのかもしれな いけれども、これを見ると、人口の割合で書いているのかと思えるぐらいばらつきがあるよ うに思うのです。

一つ奥多摩ですけれども、あんなに広くて、雲取山と書いてありますが、多分、都民の皆さんが知っている三頭山だとか御岳山だとか、いろいろな山があると思うのです。有名だし貴重な山が。都区内の低地だとか、荒川水系だとか、そのあれで取り上げるのだとすれば、奥多摩とかはやはりもうちょっと。あるいは、島嶼部だって1つの島に特色があるし、取り上げる密度というか、その凸凹をもう少し少なくしていただきたいと思いました。一つ一つならともかくなのですけれども。

それで最初のところで気になったのは、秩父多摩甲斐国立公園と水道水源林が書かれているのだけれども、水道水源林は、多分、ほとんどが国立公園に包含されてしまうと思うので、 その辺は書き方をちょっと工夫されたらいいなと思いました。

それから、この雲取山やその周辺には亜高山性の森林がと書いてあるのだけれども、亜高山性の森林よりも山地性の広葉樹林のほうが圧倒的に多いのです。だから、その辺は書かれたほうがいいかなと思いました。

それと、これは言葉上のあれですけれども、高尾山のところの1行目で「低山帯にありながら温暖帯」と書いてあるけれども、これは「暖温帯」だと思うのです。

あと、先ほどの続きになりますが、多摩丘陵と狭山丘陵。地元の方にとったら読み方はいろいろあるけれども、加治丘陵だとか草花丘陵だとか、そういう丘陵もあるので、その辺をどのあれで取り上げていくかというのを。ほかの場所も同じですが、ちょっと検討されたらいいかなと思いました。

ありがとうございます。

○鈴木部会長 ほかにございますか。

では、鶴田委員。

○鶴田専門委員 今、お話しいただいた密度の点からいくと、例えば23区も、密度高く河川とか地名が出てくるのですけれども、この南北崖線と50メートル等高線の間はほとんどが市街地なわけです。対象となる地名がない市街地の問題などをピックアップできないことが予

想されます。先ほど企業緑地の中に学校法人というのがありましたけれども、例えば小中学校の校庭とか、一番木を植えていらっしゃる街路樹とか、そういうものが抜け落ちる可能性があるなと思いました。崖線とかという概念は、もちろん自然の成り立ちを見る上でとても大事なわけですけれども、恐らく、地域戦略を自分ごととして見るためには、せめて城西とか城南とか、そういう普通の行政区分で使われている言葉。先ほど城南三河川というのがありましたけれども、そういう言葉で、その中に特徴づけられるバックボーンと水源の成り立ちとか昔の土地利用の仕方が今の街路に表れているとか、その中でどう自然を取り戻していくかみたいな問題を取り上げられるようなブロックがちょっと必要かなという気がしました。〇鈴木部会長時間がないので、御意見だけまずお伺いいたします。

荒井委員。

○荒井委員 詳しい御説明をどうもありがとうございました。

私、簡単に。先ほど委員長が全部おっしゃったのですけれども、私は上位計画でいいと思うのです。やられるのは市町村だと思うので。それを考えると、連携とか、あと、個別に。破棄してはいけない、つなげなければいけないところを出すためには、先ほどから河川とか崖線とか地下水、雨水とかのところで、つなげるところにつながるところ、分けるところに対してその星取表を作るというのは必要だと思います。東京都さんで、それを全部挙げた中で、どこにつながっているところに何があるのかというものを作っていただいて、そこで、上流の部分ではこうするべきで、下流の部分ではこうするべきというのを整理されて、それを示すべきではないのかと思いました。

もう一点は、先ほど原口委員がおっしゃっていましたけれども、文化的景観を取り入れるべきだと私は思っています。先ほど明治と現在を比べていただいていましたけれども、土地利用がどういうふうに反映されたのかというところから、現在はこうなっているのでこういう課題点が出てくるというのが見えると思いますので、文化的景観のところは入れていただいて、土地利用反映で課題点を浮き彫りにしていくというのが、今後どうしていくべきかが見えやすくなるのかなという印象を受けました。

以上です。

○鈴木部会長 私、GISができた初期の頃からGISを使った研究を大分やっていたのですけれども、今回のこのワークもGISを駆使していると思うのです。そういうものを東京都としてオリジナルで持って各区市町村に提供すべきだと思うし、先ほどの文化的景観の話でいうと、遺跡の位置とか、そういうのを重ねると、水と緑と遺跡あるいは文化・名勝というのは重な

るのです。それで一つのゾーンというのがある程度理解できる。昭島に鯨の化石もあったわけですから、それを見るだけで昔のこともよく分かるのです。

皆さん専門家だから、自分の頭にレイヤー構造を持っているので、今日の御説明はそれぞれ皆さんの専門だから分かっていたと思うのですけれども、これをもうちょっと広めないとだめでしょうね。

○佐藤(留)専門委員 最後に民間敷地内緑地ということで御説明があったのですが、東京の緑を語る上で、この民有の緑地というのは非常に重要だなと思っています。東京の緑の約7割が民地なわけで、民地の緑がなくなれば東京の緑はかなり危機的な状況になるかなと。その中でも、ここに書かれている都市部の緑地というのは非常にリスクが大きくて、日々なくなっていくという状況の中で、都市整備局も「緑確保の総合的な方針」ということで、民地の緑を確保しよう、守ろうという方針を出されたわけですが、都市部の民地の緑というのを東京の緑の特徴としても取り上げることが重要かなと思っております。

1つ質問です。この民地の緑で7割というのは大きい数字なのですが、その中でも大きいのはやはり森林かなと思っています。今、奥多摩のほうは、資料2-3の書かれ方ですと、国立公園、国定公園、水源林ということで、行政的な書かれ方になっているのですが、実際、その中では、民地が広がっていて、そこの森林の施業的なところは非常に難しい中で、いろいろな課題が山積されている。そこの部分が余り書かれていないというか、ちょっと抜けてしまっているのかなと思いましたので、そのあたりについてはもっと記載していただきたいと思います。

○鈴木部会長 ほかにございますか。

では、原口委員。

○原口専門委員 この資料は、部会長がおっしゃったとおり、東京都民がこれぐらいのリテラシーを全員持っていると、社会・経済は全く変わると思います。今の子供たちは、アクションラーニングでiPadを使ったことをどんどんやっているので、GISでこのレイヤーをたたき込む。SDGsの教育です。SDGsのウエディングケーキは、そのベースにこうした理解をしているかどうかということなので、前回もありましたけれども、中学生とか小学生に東京都の上位概念としてそういう情報を提供して、おっしゃるとおり、地域によって密度とか解像度がもうちょっと足りないよとなれば、子供たちにアクションラーニングでどんどん追加してもらって、参加型でそのデータベースを拡充すれば、むちゃくちゃリテラシーが増す。

私も自宅の土地を探すときに、あえて縄文遺跡の包蔵地用の土地を選んだのです。一番分

かりやすいのです。いろいろなリスクが回避できる。そういうリテラシーを持つと、いろい ろなリスクがどんどん解消されていくかなと。

あと、東京都さんに質問したいのは、今の佐藤さんの御質問と関係するのですけれども、 山のほうの人工林の問題とかはこれから課題としてこちらの右側とかに書いていけばいいと 思うのですが、実際、東京都の森林管理において、例えば隣の神奈川県と比べると、神奈川 の場合は素材生産者はいないし、丹沢の山は鹿害で生態系はほぼ崩壊していると思うのです。 それに比べると、東京都の場合は、東京都さんが水道水源林を半分ぐらいはしっかり管理し ているし、素材生産者もまだいらっしゃるので、まだまだましかなと思うのです。その辺、 鹿害の状況とか、悪化しているのか、それともまあまあフラットなのか。どんな感じなので しょうか。

- ○川道緑施策推進担当課長 鹿害に関しては、前回駆け足で緑施策の新展開の検証をした際に分布図をお示ししたのですけれども、高尾山の近くのほうまで分布が広がってきているというので、分布域は拡大傾向にある。ただ、頭数としてはそんなに増加しているという感じではない。だから、密度で言うと下がっていると数字上は言われています。頭数的には一定の量で、分布域は広がっているみたいな認識に数字上はなるかと思います。
- ○鈴木部会長 では、須田委員。
- ○須田委員 今回いろいろと細かく説明していただいて、地図もいろいろ用意していただい て、改めていろいろ理解したのです。

今回挙げられているこれは、東京都の特徴的な自然の代表例なのでこれでいいと思いますけれども、大きな区分では、東京は多分、山地、丘陵、台地、低地と4つに分かれていて、低地には海がくっついていて、台地には崖線がくっついているという理解ですね。それぞれ見てみると、これはあくまでも代表的なところを挙げているのであれですけれども、例えば山地だったら石尾根と陣馬山の半自然草原とか日原の石灰岩地とか、極めて特徴的なところが幾つかありますね。例えばそういうところを含めるとか。

島丘陵である狭山丘陵というのはすごく面白いところなので、これは別個に扱っておいて、 多摩丘陵は極めて里地型の丘陵ですね。反対に、加治丘陵とか長渕丘陵というのは山なので す。山がそのまま低くなっているだけの丘陵で、山地性の昆虫とかがすごくいるのです。多 摩丘陵とかではまず出ないようなものが。それぞれ見ていくと極めて面白いのです。そうい うところを評価してみる。

今回、レッドリストもできることなので、内部資料としてGIS資料とか作っています。あれ

を見ると、いろいろなものが重なってくる地域というのが分かるではないですか。そこが多分ホットスポットなのです。そういう視点からも重要な場所の洗い出し。できれば、そういう東京都のホットスポットの洗い出しをする仕事が一つあると面白いなと。そこは東京都が積極的にそこの保全に関わるか、各市区町村に任せるか、それとも国立公園みたいに国にやってもらうのか、それはまず置いておいて、都として、ここの自然は大事だと思いますという場所の抽出をしておくといいかもしれないです。そうすると、こういう話をするときに、もっと頭の中の整理がつく。

もう一つは、台地から低地にかけての市街地です。市街地というのは、例えば石神井公園とか、ああいう拠点的なところがあれば、そこを取り上げることができるけれども、例えば先ほど言った屋敷林の緑とか、残った農地の緑みたいなものを評価するときに、それも何かしらの評価軸を設けたらいいと思うのです。例えば昔の条里制の景観がよく残っているかとか、地域としてそういう景観保全とかに頑張っている地域もありますね。そういうところを取り上げてみるとか。変な言い方をすると、注目すべきことがないところでどういうふうにそこに注目できるのかというシステム、スキームを一つ作っておくといいかなと考えています。

以上です。

- ○鈴木部会長 佐藤委員。
- ○佐藤(初)専門委員 今、御説明をいただいて非常に理解を深めたところです。多分、後ほどの議論になると思うのですけれども、参考資料2-1の「主な施策の方向性」の③、④の視点で見たときに、どこあたりにそういう場所があるのかなと。もしそういった情報があれば、この地図の中に少し拾い上げていただく情報があるといいのかなと。

私は狛江なのですけれども、多摩川のところには水辺の学校というのがありまして、そういう意味においては、まさに自然の持続的な利用という部分、あるいは将来の世代の育成の拠点になり得るのかなということもありますので、可能であれば、その水辺の学校の団体名があるとか。あるいは、都市公園がいろいろありますけれども、そういう中で、こういう環境教育のプログラムをやっていますよとか。あるいは、私も都庁さんの関係で動物園の中の活用ということで、環境教育をどのように展開するかという、まさに将来世代の育成というところの部分にも関わった経験もありますので、ぜひともそういう観点での地図のプロットをしていただくと、将来的に③と④のものにつながっていくのかなと思います。今回そういった情報が全くなかったので、もし次回そういうふうな情報が幾つかでも視点が得られると、

私としてはありがたいかなと思いました。

以上です。

○鈴木部会長 努力して地域戦略を改定したとして、東京都が勝手に作っているのだなと思われるのではなくて、各区市町村、あるいは企業とか、ボランティア団体とか、学校とか、それぞれの人が必ず最初にこれを読んでからそれぞれのグループの戦略を立てるというふうにすれば、多分これが伝わっていくと思うのです。そういう作り方にしないと、都が勝手に作っているだけというふうになってしまうのですね。その辺、主体性というのがどこにつながるか。今、御指摘あったように団体とかそういうのをやっておくと、コンサーンというか、その関心事と直結しているのだなということを自覚できるような作り方がいいかなと思います。

ほかにありますか。

佐伯委員。

○佐伯委員 まとめ方とか議論の仕方の問題です。今日はこのエリアごとにいろいろ特徴をまとめていただいて、エリアごとに長期的に目指す姿を考えるというフレームワークになっているのですけれども、まず、エリアごとに考えるときに、私は絶対空間的な階層性が必要だと思うのです。一番いいのは、東京都の計画なのだから、東京都全体として将来何を目指すのかということがあって、そこからのブレークダウンかなという気がするのです。今日は非常に各論から入ってしまっている感じがして、そこが私としてはちょっと心配です。

例えば、東京都全体として何を目指すのか、こうなってほしいという議論の中に、先ほど言ったような、保護区の割合は今これぐらいだけれども、もう少し増やしたいとか、ネットワークをもっと増やしたほうがいいのではないかとか、前回の議論では、グリーンインフラとか、ネーチャーベースドソリューションとか、自然を上手に使って私たちの社会が豊かになるとか、少し大きな空間スケールで、それこそ上位計画としての東京都の計画として目指していくべきものの議論を、これの一個上のところで目指す姿を議論する必要があるように思います。

もう一つは、空間的な階層性とかエリアとかで議論できない部分についての長期的に目指す姿はどういうふうにフォローされるのかを知りたいのです。例えば、先ほど言ってくださった体験とか教育の部分とかは、エリアごとに考えるというよりは、東京都全体としてどんな姿、どんな教育を目指していくかとか、どんなことを皆さんにお願いするかというのは議論するべきであるし、外来種対策でもいいし、先ほどのレッドリストとか、東京都全体とし

て希少種がこういう状態にあって、目指す姿としてこういうものをもっと少なくしていきたいとか、エリア区分で議論できないものも大事なことが物すごくたくさんある。今日の部分はこれでもいいかもしれないですけれども、それ以外のテーマ設定とかでも、長期的に目指す姿がよりたくさん議論できるといいのではないかと思いました。

○鈴木部会長 東京都の環境を考えるときに、国の生物多様性センターが出している情報の中で、東京都がどういう特異性を持っているかというのは分析できるのです。データ的には今の上位、さらに上の上位計画を知ることが必要かなと思いました。

## 佐藤委員。

○佐藤(留)専門委員 今の大きな視点というところでいいますと、ロンドンがナショナルパークシティーということで宣言を出しましたけれども、例えば中国から来ると、多分、東京というのは西新宿のイメージしかない。でも、本当は、東京というのは、今日たくさん御説明いただきましたが、雲取山のようなところから、丘陵地があって、崖線があって、湧水が湧いていて、かつ、海辺があって、島がある。小笠原まであるというすごい都市ですよね。国際的に見ても、これこそナショナルパークシティーではないかと私はずっと思っているのです。そういうビジョンの打ち出し方とか、東京の見方を変えてしまうというか、そういった生き物の視点から打ち出せたら、この改定というのは非常に意味があるかなと思います。

トウキョウサンショウウオとか、トウキョウダルマガエルとか、「トウキョウ」という名前を冠している生き物が多々あると思うのですが、そういうことはほとんど知られなくて、それを東京の人たち自身も認識する。そして、日本国内の人も首都東京がこんなすばらしい緑にあふれていて、だから豊かだ、我が都市もそうしようと追随する。そして世界的にも東京のイメージをどんどん変えていくというか一新していくというか、SDGsのまさに先進都市だねと言われるような可能性を持つ力は十分にある都市だと思います。そういった大きなビジョンというのが一つぽんと打ち出せたら、すごいインパクトが出て、皆さんの認識とか価値観が変わってくるのではないかと期待をしているところです。

○鈴木部会長 都庁の人は、割と黙っていても日本一だと思っているので、余り自慢したがらないというか、抑制的で品がいいのですね。本当はもっと自慢してもいいのですよね。 原口委員。

○原口専門委員 先ほど佐伯委員がおっしゃった上位の空間概念とか、そういった示し方というのがないと、恐らく、施策を作る方々は自分たちの街をどうしようかというのは。学術の方もそうだと思うのです。私としては、これを本当に主流化させていくときに、これは国

のほうの委員会でも言っているのですけれども、この主流化が今までできていない理由は、 実はそれぞれのステークホルダーに影響力を持つチャネルを通じて、分かりやすくそこを翻 訳しない限り、専門家が分かりやすい構造だけだと恐らく使われない。余り関係ないと思っ てしまう。

今、SDGsで面白いことをやっている先生がいて、例えば、全国の工務店さんが環境にいいこととか断熱住宅をやっていますというのを全部洗い出して、勝手に、SDGsのどの部分にお宅はつながっていますよという本を出してしまったのです。法政大学の川久保先生と学生さん。そうしたら、全国の工務店の人たちからセミナーをやってくれと。俺たち、こんないいことをやっていたのだと。そういうそれぞれの業界団体とか教育機関とかに影響力を持つチャネルを通じて、例えば今日の資料もそうですけれども、それぞれの地域で自分たちだったらどういうリスクとかチャンスがあるのだというのがわかるようなものを最終的には。そういう読み取りができる資料をやって普及していくと、今、皆さん、SDGsに関心がありますし、自分たちのビジネスで何かできないかと思っている中小企業さんはむちゃくちゃ多いので、一気に主流化するかなと。

そこの取組を最終的にここの地域戦略の中でやっていかないと、今までどおり、専門家は 理解できる計画なのですけれども、普通の人にとっては使えない。ぜひそこを今回は入れて いくといいかなと思っています。

○鈴木部会長 私が先ほど星取表と言ったのはまさにそういう意味なのですね。その星取表が、行政界だけではなくて、先ほど原口先生がおっしゃったように、子供にも理解できるような。子供が自分が主体を持って考えられるとなると、将来が明るいと思うのです。だけれども、主体意識を持たない限りはよそ事ですから、そこをどういう。企業にしても、自治体にしても、個人にしても、自分が主体性を持つという働きかけ、情報提供がすごく大事だと思うのです。その辺は、御意見を伺って今回私も勉強しました。

時間が来てしまったのですけれども、最後どうしてもという御発言はありますか。 須田委員。

○須田委員 今まで皆さんからいろいろ出た意見も含めて、私が今日率直に感じたことは、前のときにもちょっと言いましたけれども、東京の自然の魅力とかすばらしさというものをもうちょっと洗い出したほうがいいかなと。例えば、いろいろな視点があるのですけれども、生き物とか地質とか、そういう視点だけではなくて、ちょっと違うような方向からも、社会学的な方向からも見てみる。

例えば、今、気がついたのですけれども、ああそうだと思ったのは、今なお火を噴く活火山島と海洋島の両方を持っている自治体というのは東京都だけですね。鹿児島県は活火山島はあるけれども、海洋島はないでしょう。沖縄県は大東諸島があって海洋島はあるけれども、活火山の島はないですよね。ほかのところでこんなところはないのですね。しかも、両方の県にない2000メートルの亜高山帯の山まで東京にはあるわけでしょう。すごいですよね。しかも、下から数えて3番目の小さい自治体にそれが全部あるのです。こういうところを売ったほうがいいのではないかと。ほかの細かいところでもそういうところは多分いっぱいあるし、先ほど出たように、東京で見つかった生き物とかもたくさんいる。そういう東京の売りを洗い出していくという作業をやっておくといいのではないかなという気がしました。

以上です。

○鈴木部会長 まさに締めくくり的意見でした。

ほかに何かありますか。

では、時間も来ましたので。今日は何かの結論を出すというよりは、宿題がどんどん増えていってしまう会議なのですけれども。

- ○川道緑施策推進担当課長 ちょっとだけすみません。戦略ビジョンの情報提供だけしたい と思います。
- ○鈴木部会長 そうですね。では、事務局からお願いします。
- ○小林課長代理(計画担当) それでは、事務局から1点報告をさせていただければと思います。

お手元に、こちらの戦略ビジョンの冊子をお配りしているかと思います。先ほど佐伯委員からも上位の計画みたいな話もありましたが、ちょうど昨年の12月に出たばかりの冊子になりますので、こちらをかいつまんで説明させていただければと思っております。

まず、30ページをお開きいただければと思います。こちらは2040年代の東京の姿、ビジョンからバックキャストをして2030年代に向けた戦略と推進プロジェクトの取組を推進するものになっています。未来の姿というのを2040年代にしております。2040年代といいますと、最終年度は生物多様性分野の2050年ビジョンとも整合がとれてきますし、2030年というものも、ポスト愛知目標の短期目標に符合するということもありますので、今後の参考になるかなと思ってございます。

30ページの下段右側にあるとおり、この戦略ビジョンでは、目指す2040年代の東京の姿と して20のビジョンを提示しております。また、左側ですけれども、ビジョンの実現に向けて 2030年に向けた20の戦略と政策目標を提示するとしています。また、戦略実行のために約120 の推進プロジェクトを組成するとしています。推進プログラムにつきましては、今後検討を 進めて、別途長期戦略を策定する予定になっています。

それでは、数が多いのですけれども、今申し上げました20のビジョンのうち、自然に関わるところをキーワードだけピックアップして簡単に紹介させていただければと思います。

34ページをお開きいただけますでしょうか。こちらはビジョン02「教育」の分野になります。「自らの人生を自らの意思で切り拓いていける力」ですとか「学校以外の学びの場が実現」などと書いてあります。自然環境教育と関係しそうな表現として記載されているものになります。

40ページをお開きいただければと思います。ビジョン05「働き方」の分野になります。テレワークが一般的となり、都心と地方で暮らす「二地域居住」のような表現が入っておりまして、自然豊かな地域を活用したライフスタイルに関係するような記載がございます。

44ページをお開きください。ビジョン07「コミュニティ」の分野になります。こちらは「様々な人が集い、交わり、悩みを分かち合える『居場所』」という表現ですとか「地域コミュニティにおける教育」などの表現がございまして、自然が地域活性化などの場として活用できるような視点で関係しそうな記載がございます。

46ページをお開きください。ビジョン08「防災」の分野になります。「地震や台風など、自然の脅威に対して・・ハード・ソフトの重層的な備えにより・・世界一安全安心な都市が 実現」など、本日の議論でも出てきました自然を活用した防災とか、そういったものに関係 する記載がございます。

52ページをお開きください。ビジョン11「まちづくり」の分野になります。「人が集い、 憩う便利で快適な都市」ということで、緑地がこういったものに貢献をする可能性がある記 載がございます。また、この中に「まちなかに点在する・・スペース等、地域のニーズに合 わせて有効に活用」とありまして、市民緑地認定制度などの目的とも合致するような表現が あるところでございます。

60ページをお開きください。ビジョン13「ビジネス・研究開発」の分野になります。「『世界で最もビジネスしたい』都市」とありまして、こちらも緑地が貢献する可能性はあるかなというところです。

62ページをお開きください。ビジョン14「スタートアップ」の分野になります。スタートアップが新しい技術やビジネスモデルによりグローバルな課題の解決に貢献するとあります。

生物多様性はまさに東京というローカルな課題でもあると同時に、グローバルな課題でもありますので、この辺が関係するかなと思っております。

64ページをお開きください。ビジョン15「産業」の分野になります。下のほうで「東京産食材や木材が人々の生活を豊かに」という表現がございます。地産地消につながる地域産特性を生かした農林水産業について記載したものになります。

66ページをお開きください。こちらは、ビジョン16「水と緑」の分野ということで、全体が生物多様性に直接関係するものになります。詳細はここでは割愛させていただきます。

70ページをお開きください。ビジョン17「環境都市」の分野です。例えば「プラスチック 等の3Rや食品ロス削減等が進み・・持続可能な資源利用が実現」ですとか、その後、下には 「東京の美しい水や緑」ということで、自然に関わる内容が記載されております。

20のビジョンについての説明、簡単な紹介は以上とさせていただきますが、同じように、 戦略についても20掲載されておりまして、ここでは詳細は省きますが、自然に関わる内容と いたしましては、204ページをお開きいただきますと、戦略13「水と緑溢れる東京戦略」と記載されておりますので、こういったところで受ける形になっております。

あと、最後のほうにちょっと飛びますけれども、275ページ以降です。全体を貫く概念として「みんなでつくる『未来の東京』」と題しまして、例えば区市町村や企業など多様な主体との連携という話ですとか、先ほど来話がありますSDGsの視点など、地域戦略でも共通するコンセプトがここに記載されているという内容になっております。

時間の関係上、戦略ビジョンの説明は以上となりますが、1点留意点を申し上げますと、今、紹介させていただいたような内容は、正直、必ずしも自然との関わりを前提にして記載したものばかりではありません。ただ、前回の検討会の中でも、東京における人と自然の関係のあるべき姿といっても、イメージがなかなか湧きづらいという話がありましたし、この生物多様性の分野というのも、保全だけではなく持続可能な利用のパートが今後一層重視されていくという話もありました。あとは、自然を活用した社会課題の解決が必要であるとか、東京ならではの地域戦略を作ることが必要といった意見。今日も同じような意見があったと思いますけれども、こういった意見を受けまして、東京都の全体の戦略ビジョンについて少しお時間をいただいて紹介をさせていただいたところになります。今後の議論のヒントになればと思っております。

私からの説明は以上になります。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

東京都としての上位計画はこれですよね。だから、これに矛盾したことを我々が言ってもしようがないので、これを上位計画として受けとめる。ただ、これもSDGsもそうなのだけれども、ゴールを示しているだけなのです。プロセスはないのです。SDGsはみんなそうなのだけれども、こうなったらいいなという話だけで、どうやってやるかというのはそれぞれみんな考えなければいけないのです。そういう意味では、ここの戦略としては、この上位計画を受けてミニゴールを考えて、そのミニゴールにどうやってボールを放り込むかというプロセスをどうしたらいいのか、それを求めることだろうなと思います。皆さんも、多分、すごい意見があると思うのですけれども、今日はお時間となりましたので、これにて本日の審議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

○成澤計画課長 長時間にわたりまして御審議をいただきまして、ありがとうございます。 地域戦略の改定に関しましては、次回、年度が明けまして4月に入ってからの部会開催を 想定しております。詳細に関しましては、事務局のほうから日程の照会等をさせていただき ますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

本日は、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。